

○住民基本台帳事務処理要領について（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）および住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）が、きたる昭和42年11月10日から施行されることとなつたことに伴い、別添のとおり、「住民基本台帳事務処理要領」を定めたので、管下市町村に示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

住民基本台帳事務処理要領 【目次】

第1 総説

- 1 住民基本台帳制度の運用の方針
- 2 定義
- 3 住所の意義および認定
- 4 世帯の意義および構成
- 5 戸籍との関係
- 6 入管法及び入管特例法との関係

第2 住民基本台帳

1 住民票

- (1) 様式及び規格
- (2) 記載事項（法第7条、法第30条の45）

2 住民票の記載等の手続

- (1) 届出に基づく処理
- (2) 職権に基づく処理（令第12条第2項、令第30条の16、令第30条の17、令第30条の21）
- (3) 住民基本台帳の記録に誤りがある場合の処理
- (4) 住民票コードの記載の変更請求があつた場合の処理
- (5) 住民票コードに係る住民票の記載の修正
- (6) 従前の個人番号に代わる個人番号の指定に係る住民票の記載の修正（令第12条第2項第1号の2、番号利用法第7条第2項）

3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

- (1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
- (2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

4 住民票の写し等の交付

- (1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付
- (2) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付
- (3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）
- (4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付

5 住民票の改製および再製

- (1) 住民票の改製（法第10条の2）
- (2) 住民票の再製（令第16条）

6 除票簿

- (1) 除票簿の保存（法第15条の2）
- (2) 記載事項（法第15条の3）
- (3) 除票の記載等の手続（令第13条、令第13条の2）
- (4) 除票簿の一部の写しの閲覧
- (5) 除票の写し等の交付
- (6) 除票の再製（令第17条の2第2項）

第3 戸籍の附票

1 戸籍の附票（法第16条）

- (1) 様式及び規格
- (2) 記載事項（法第17条）
- (3) 記載事項の特例（法第17条の2第1項）

2 戸籍の附票の記載等（法第18条）

- (1) 戸籍の届出に基づく処理
- (2) 住民基本台帳法の届出又は職権による住民票の記載等に基づく処理（令第20条）
- (3) 他の市町村からの通知に基づく処理（令第20条）
- (4) その他の処理（法第20条の4第2項）

3 戸籍の附票の写しの交付

- (1) 請求又は申出の受理
- (2) 作成及び交付

4 戸籍の附票の改製および再製（法第19条の2、令第21条）

5 戸籍の附票の除票簿

- (1) 戸籍の附票の除票簿の保存（法第21条）
- (2) 記載事項（法第21条の2）
- (3) 戸籍の附票の除票の記載等（令第21条第3項）
- (4) 戸籍の附票の除票の写しの交付
- (5) 戸籍の附票の除票の再製（令第21条第3項）

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

2 届出の受理

- (1) 形式的審査
- (2) 実質的審査

3 転出証明書

4 転入届の特例

- (1) 転出届の受理
- (2) 最初の転入届の受理

第5 その他

1 通知

2 住民票および戸籍の附票等の保管

- (1) 住民票および戸籍の附票の保管
- (2) 保存（令第34条）

- 3 本人確認情報及び附票本人確認情報の保存
 - (1) 本人確認情報及び附票本人確認情報の適切な保存
 - (2) 保存期間
 - 4 本人確認情報等の利用又は提供
 - (1) 機構が行う国の機関等への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供
 - (2) 機構が行うデジタル庁への住民票コードの提供
 - (3) 機構が行う通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等
 - (4) 機構が行う通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等
 - (5) 機構が行う通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等
 - (6) 市町村長が行う他の市町村への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供
 - (7) 都道府県における本人確認情報及び附票本人確認情報の利用
 - (8) 機構における本人確認情報及び附票本人確認情報の利用
 - (9) 報告書の作成等
 - (10) 個人番号カードによる本人確認等
 - 5 本人確認情報及び附票本人確認情報の開示、訂正等
 - (1) 本人確認情報の開示
 - (2) 本人確認情報の訂正
 - (3) 本人確認情報の提供又は利用の状況の開示
 - (4) 附票本人確認情報の開示、訂正等
 - 6 都道府県知事による勧告等
 - 7 調査
 - 8 選挙管理委員会への協力
 - 9 違反事件の通知
 - 10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置
- 第6 法施行に伴う経過措置
- 1 住民票の作成
 - (1) 現に存する各種台帳からの転記
 - (2) 旧住民票の利用
 - 2 届出
 - (1) 転出証明書の交付を受けなかった者に係る転入届の受理
 - (2) 選挙人名簿の登録の申出
 - 3 転出証明書
- 第7 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行に伴う経過措置
- 1 仮住民票の住民票への移行
 - 2 仮住民票の作成に伴う複数国籍世帯の日本の国籍を有する者の住民票の記載の修正

3 改正法附則第5条の届出に基づく住民票の記載等の手続

- (1) 個人票の作成を行う場合
- (2) 世帯票の作成（記載）を行う場合
- (3) 住民票の記載の修正を行う場合

4 在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書

5 外国人住民に関する適用の特例

第8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行に伴う経過措置

第9 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置

- 1 除票の保存に関する適用の特例
- 2 除票の写し等の交付に関する適用の特例
- 3 戸籍の附票の除票の保存に関する適用の特例
- 4 戸籍の附票の除票の写しの交付に関する適用の特例

第1 総説

1 住民基本台帳制度の運用の方針

(1) 住民基本台帳制度の運用に当たっては、住民基本台帳法第1条の趣旨にのっとり、住民の利便の増進及び行政の合理化に資することを旨とし、事務処理の能率化及び合理化に努めるとともに、住民の正確な把握に努め、あわせて住民のプライバシーの保護を図る観点から住民に関する記録の適正な管理を図らなければならない。

(2) 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳に関する事務について、最新の機器、技法を活用して届出及び台帳の管理に関する事務処理の改善に努めることはもとより、さらに、住民基本台帳が住民に関するあらゆる行政の基礎であることに鑑み、関係組織間の密接な連携の下に適切な管理及び利用を図ることにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における行政運営全体の能率化及び合理化に寄与するように努めなければならない。

(3) また、住民基本台帳の記録が正確であることは、この制度の生命ともいふべきものであるが、最も重要なことは、その記録の基本的な内容が住民の実態と合致していることである。したがって、あらゆる手段を講じてその内容の正確性を確保することに努めなければならない。住民基本台帳の記録の内容が著しく住民の実態と相違しているようでは、その他のあらゆる要件を具備していても住民に関する行政の基礎としての住民基本台帳の任務を果たし得るものではない。これがため、市町村長は、次の点に留意のうえ、人間生活の流動化に即応しつつ、積極的かつ能動的に住民の実態の把握に努めなければならない。また、戸籍の附票についても、国外転出者の個人番号カード等の認証基盤となっていることに鑑み、住民基本台帳と同様にあらゆる手段を講じてその内容の正確性の確保に努めなければならない。

ア 住民に対して制度の趣旨の周知徹底を図るほか、あらゆる機会をとらえて正確な届出が行われるような措置を講ずること。

イ 届出についての厳正な審査を行うこと。

ウ あらゆる行政事務の処理に当たって、住民基本台帳の記録の誤りを発見し、是正する体制を整備すること。

エ 定期の調査を励行すること。

(4) さらに、社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展が著しい今日においては、住民に関する記録の適正な管理を図り住民のプライバシーの保護を図ることは、市町村長に課された基本的な責務であり、市町村長はその責務を果たすため、

ア 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付等の制度の適正な運用

イ 住民票及び戸籍の附票を磁気ディスクをもって調製した場合における住民及び当該市町村の区域内に本籍を有する者のプライバシーの保護及び当該磁気ディスクの保全等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 都道府県知事は、市町村長から電気通信回線を通じて送信を受けた本人確認情報及び附票本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報及び附票本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村相互間における電気通信回線を通じた本人確認情報及び附票本人確認情報の送信等の事務の処理に関する必要な連絡調整、当該市町村の住民基本台帳及び戸籍の附票について正確な記録が行われるための必要な協力等を行わなければならない。

(6) 機構は、都道府県知事から通知を受けた本人確認情報及び附票本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報及び附票本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、機構は都道府県知事が行う電気通信回線を通じた本人確認情報及び附票本人確認情報の送信に関して必要な技術的助言及び情報の提供を行うとともに、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳及び戸籍の附票について正確な記録が行われるための必要な協力を行わなければならない。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）をいう。
- (2) 令 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）をいう。
- (3) 規則 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）をいう。
- (4) 住民票省令 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）をいう。
- (5) 戸籍の附票省令 戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）をいう。
- (6) 公益性告示 住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成18年総務省告示第495号）をいう。
- (7) 個人票 個人を単位として調製された住民票をいう。
- (8) 世帯票 世帯を単位として調製された住民票をいう。
- (9) 転入届 法第22条の規定による届出をいう。
- (10) 転居届 法第23条の規定による届出をいう。
- (11) 転出届 法第24条の規定による届出をいう。
- (12) 世帯変更届 法第25条の規定による届出をいう。

- (13) 機構 地方公共団体情報システム機構をいう。
- (14) 本人確認情報 法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。ただし、機構が本人確認情報を提供する場合にあっては第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報を、都道府県知事が本人確認情報を提供する場合にあっては第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。
- (15) 附票本人確認情報 法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。ただし、機構が附票本人確認情報を提供する場合にあっては法第30条の42第4項に規定する機構保存附票本人確認情報を、都道府県知事が附票本人確認情報を提供する場合にあっては法第30条の41第4項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。
- (16) 転出確定通知 令第13条第3項の規定による通知をいう。
- (17) 転出証明書 令第23条第1項に規定する転出証明書をいう。
- (18) 在留カード等 法第30条の45に規定する在留カード（特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2）及び出入国港において在留カードを交付されなかった中長期在留者に係る後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券（規則第47条）を含む。以下同じ。）、特別永住者証明書（特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2）を含む。以下同じ。）、法第30条の46に規定する一時庇護許可書、仮滞在許可書をいう。
- (19) 外国人住民 法第30条の45に規定する外国人住民をいう。
- (20) 中長期在留者 法第30条の45に規定する中長期在留者をいう。
- (21) 特別永住者 法第30条の45に規定する特別永住者をいう。
- (22) 一時庇護許可者 法第30条の45に規定する一時庇護許可者をいう。
- (23) 仮滞在許可者 法第30条の45に規定する仮滞在許可者をいう。
- (24) 経過滞在者 法第30条の45に規定する出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者をいう。
- (25) 中長期在留者等 法第30条の46に規定する中長期在留者等をいう。
- (26) 入管法 出入国管理及び難民認定法をいう。
- (27) 入管特例法 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法をいう。
- (28) 番号利用法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。
- (29) 番号利用法施行令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）をいう。
- (30) カード等省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）
- (31) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

- (32) 個人番号カード 番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (33) 個人番号通知書 カード等省令第7条に規定する個人番号通知書をいう。
- (34) 住民記録システムの標準化省令 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和8年総務省令第31号）をいう。
- (35) 住民記録システムの標準化告示 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示（令和8年総務省告示第99号）をいう。
- (36) 戸籍附票システムの標準化省令 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和8年総務省令第32号）をいう。
- (37) 戸籍附票システムの標準化告示 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示（令和8年総務省告示第100号）をいう。
- (38) 非機能要件の標準化命令 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する標準を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省令第9号）をいう。
- (39) 非機能要件の標準化告示 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する標準を定める命令第三条第一号の規定に基づく要件の細目を定める告示（令和8年デジタル庁・総務省告示第15号）をいう。

3 住所の意義および認定

住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第10条の住民としての住所と同一であり、各

人の生活の本拠をいうものである（法第4条）。

住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定する。住所の認定に疑義または争いがあるときは、事実の調査を行い、関係市町村とも協議のうえ、その真実の発見に努めるものとする。なお、認定しがたいときは、法第31条の規定による助言または勧告を求めることができる。この場合において、他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわないときは、法第33条の規定による決定を求める旨を申し出るものとする。

4 世帯の意義および構成

世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である。世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主である。単身世帯にあつては、当該単身者が世帯主となる。

世帯主との続柄は、当該世帯における世帯主と世帯員との身分上の関係をいうのである。したがって必ずしも戸籍に記載又は記録がされた父母との続柄と一致するものではない。

なお、「その世帯を主宰する者」とは、「主として世帯の生計を維持する者であつて、その世帯を代表する者として社会通念上妥当とみとめられる者」と解する。

5 戸籍との関係

戸籍は、日本の国籍を有する者にあつては、身分関係を公証する唯一の公簿であり、住民票は居住関係を公証する唯一の公簿であつて、いずれも刑法（明治40年法律第45号）第157条第1項にいう「権利、義務ニ関スル公正証書」の原本に該当する。

日本の国籍を有する者の住民票の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）事項中本人の氏名、氏名の振り仮名、出生の年月日、男女の別、本籍及び戸籍の筆頭に記載又は記録がされた者（以下「筆頭者」という。）の氏名は、戸籍の記載又は記録と正確に一致しなければならない。

このため、市町村に本籍を有する者のすべてについて、戸籍の附票を作成し、相互の連携を保たなければならない（法第3章）。

6 入管法及び入管特例法との関係

外国人住民のうち、中長期在留者等の住民票の記載事項中本人の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域（法第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）及び法第30条の45の表の下欄に掲げる事項は、入管法及び入管特例法に基づき中長期在留者等に交付された在留カード等の記載と一致しなければならない。

このため、出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域及び法第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならないこととされている（法第30条の50）。

第2 住民基本台帳

1 住民票

(1) 様式及び規格

ア 住民票（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。）

以下このア及びイにおいて同じ。)の様式は、法定されていないから、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。なお、住民票は、原則として、個人又は世帯につき一葉とされることが望ましいが、法第7条第1号から第8号の2まで及び第13号に規定する事項(氏に変更があった者にあつては法第7条第1号から第8号の2まで及び第13号に規定する事項並びに住民票に記載をされている旧氏及び旧氏の振り仮名、外国人住民にあつては法第7条第1号から第4号、第7号から第8号の2まで及び第13号に規定する事項、通称、通称の記載及び削除に関する事項、国籍・地域、外国人住民となった年月日並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項。以下「基本事項」という。)と法第7条第9号から第11号の2までに規定する事項(外国人住民にあつては法第7条第10号から第11号の2までに規定する事項。以下「個別事項」という。)とをそれぞれ別葉にする等複葉とすることも、それが統合管理されているものである限り、差し支えないものであること。

参考までに、基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。

★★★★別1★★★★

(注)

- 1 世帯主の氏名、住所等の世帯員全部に共通する事項を記載する欄(共通欄)を上部に設けて記載することにより、各人ごとの記載を省略することが適当である。
- 2 各人の記載欄は世帯員ごとに設けられるところ、様式例中、1には日本の国籍を有する者の記載欄の例を、2には外国人住民の記載欄の例を示している。
- 3 戸籍の表示、従前の住所等の記載事項で各人ごとの記載事項が同一の者が数人ある場合には、1人にのみ具体的に記載し、その他の者の記載は、「1に同じ」等の例により略記することができる。
- 4 共通欄および各人の記載欄は、それぞれ太線等をもってその区界を明確にすることが適当である。
- 5 日本人住民の記載欄の例中、旧氏の記載の欄については、この例にならい、氏名の記載の欄と一体のものとして取り扱うことが適当である。
- 6 外国人住民の記載欄の例中、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該外国人住民について記載事項とならない同条の表の下欄に掲げる事項については、空欄とすることで差し支えない。
- 7 外国人住民の記載欄の例中、通称の記載の欄については、この例にならい、氏名の記載の欄と一体のものとして取扱うことが適当である。

イ 住民票の規格は、法定されていないが、個人票は日本標準規格(紙の仕上寸法)で定めるA6判(105mm×148mm)以上A4判(210mm×297mm)以内が、その利用上および管理上適当である。

なお、住民票の紙質は、その写しの作成方法との関連を考慮しつつ、できるだけ丈夫なものとする。

ウ 市町村長は、事務処理の合理化を図る見地より住民票の様式若しくは規格又は住民票の仕様等を変更しようとする場合には、全部の住民票を一斉に改製することなく、新たに

作成する住民票より逐次変更する取扱いとすることも差し支えない。

- エ 法第6条第3項の規定により住民票を磁気ディスクをもって調製する市町村における、当該住民票の仕様及び当該磁気ディスクの規格については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づき、住民記録システムに必要とされる機能要件の標準及びサイバーセキュリティ等に関する標準が定められており（住民記録システムの標準化省令、住民記録システムの標準化告示、非機能要件の標準化命令、非機能要件の標準化告示）、これによること。

(2) 記載事項（法第7条、法第30条の45）

(注) 日本の国籍を有する者については、国籍・地域(ト)、外国人住民となった年月日(ナ)、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項(ニ)、通称(ヌ)並びに通称の記載及び削除に関する事項(ネ)は記載事項とならない。また、外国人住民については、氏名の振り仮名(ア)、戸籍の表示(カ)、住民となった年月日(キ)、選挙人名簿に登録されている旨(ク)並びに旧氏及び旧氏の振り仮名(ケ)は記載事項とならない。

ア 氏名及び氏名の振り仮名（法第7条第1号、第1号の2）

日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている氏名及び氏名の振り仮名（以下「氏名等」という。）を記載（字体も同一にする。）する。世帯票の場合には、氏を同じくする世帯員が数人いる場合であっても、氏を省略することなく氏名等を記載する。本籍のない者又は本籍の不明な者については、日常使用している氏名を記載する。

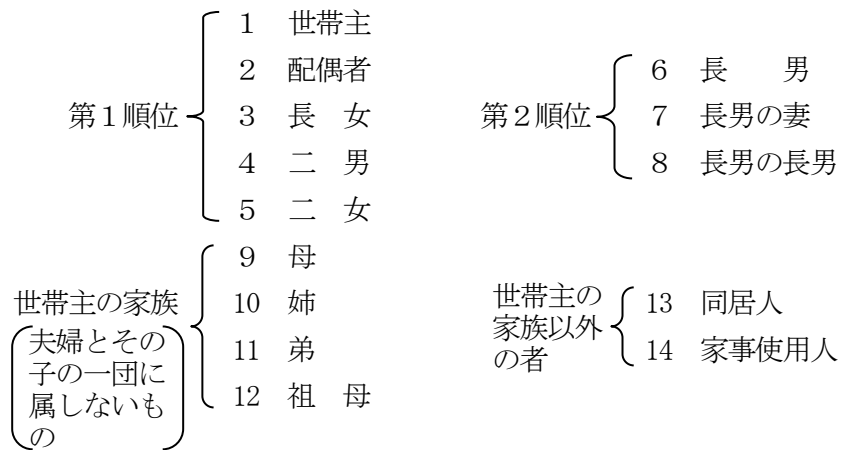
外国人住民のうち、中長期在留者等については、在留カード等に記載されている氏名を記載する。

なお、出入国港において在留カードを交付されなかった中長期在留者にあつては、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券のローマ字表記の氏名を記載する。

出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者については、出生届、国籍喪失届又は国籍喪失報告に付記されているローマ字表記の氏名を記載する。ただし、これら戸籍の届出書等にローマ字表記の氏名の付記がない場合、住民票の氏名については同届出書等に記載されたカタカナ又は漢字による表記の氏名を記載する。なお、これら経過滞在者が後日在留資格を取得した等として、出入国在留管理庁長官からの通知がなされた場合において、同通知上の氏名が異なっているときは、同通知に基づき氏名の記載を修正する。

非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。）について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合には、これを備考として記入することが適当である。

世帯票の場合における世帯員の記載順序は、次によることが適当であり、転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載する。



(注) 氏名の文字に誤字があるもの、又は常用漢字の原字等により戸籍に記載又は記録がされているもの等については、本人からの申出により、市町村長の職権で、それに対応する文字又は字体に更正できるとされている(戸籍先例)ので、その更正を希望する者に対しては、その旨を指導するのが適当である。

また、外国人住民については、氏名の振り仮名は記載事項ではないが、氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。ただし、ローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えない。

イ 出生の年月日(法第7条第2号)

日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている出生の年月日を記載する。この場合において、年号を印刷しておき該当年号を○で囲むこと、又は生年月日の記載であることが明らかである限り、「明治、大正、昭和、平成、令和」の年号を「明、大、昭、平、令」と、「10年10月10日」を「10. 10. 10」と略記することは、いずれも差し支えない。

外国人住民のうち、中長期在留者等にあつては、在留カード等に記載されている生年月日を記載する。出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者にあつては、出生届、国籍喪失届又は国籍喪失報告に記載された出生の年月日に基づいて西暦により記載する。なお、「2000年10月10日」を「2000. 10. 10」と略記することは差し支えない。

ウ 男女の別(法第7条第3号)

男女と印刷しておき、該当文字を○で囲むこととしても差し支えない。

エ 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名および世帯主との続柄(法第7条第4号)

(ア) 個人票の場合

世帯主については、世帯主との続柄の欄に「世帯主」または「本人」と記載すれば足りる。

(イ) 世帯票の場合

世帯主の氏名は、共通欄を設けて記載し、各個人ごとの記載は省略するのが適当である。続柄については、各個人ごとに続柄欄を設け、世帯主については「世帯主」または「本人」と、世帯員については、世帯主との続柄をそれぞれ記載する。

(ウ) 世帯主の氏名欄の記載方法

世帯主の氏名欄に旧氏及び通称を記載する必要はない。

(エ) 実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人である場合の世帯主の氏名の記載方法

実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人である場合、世帯員のうち世帯主に最も近い地位にあるものの氏名を記載し、実際に世帯主に相当する外国人の氏名が確認できれば備考として記入する（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録する。以下同じ。）。

(オ) 世帯主との続柄の記載方法

世帯主との続柄は、妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。

世帯主の嫡出子、養子及び特別養子についての「世帯主との続柄」は、「子」と記載する。

内縁の夫婦は、法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けているので「夫（未届）、妻（未届）」と記載する。

内縁の夫婦の子の世帯主（夫）との続柄は、世帯主である父の認知がある場合には「子」と記載し、世帯主である父の認知がない場合には「妻（未届）の子」と記載する。

縁故者には、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な者、事実上の養子等がある。夫婦同様に生活している場合でも、法律上の妻のあるときには「妻（未届）」と記載すべきではない。

外国人住民について、世帯主との続柄を証する文書の添付が必要な場合においては、訳文とともに提出を求め、内容を確認する。

また、これが提出されず、事実上の親族関係が認められる場合には、世帯主との続柄は「縁故者」と記載する。

オ 戸籍の表示（法第7条第5号）

本籍および筆頭者の氏名を記載する。

本籍のない者および本籍の明らかでない者については「本籍なし」または、「本籍不明」と記載することとなるが、これらの者については、戸籍法（昭和22年法律第224号）による出生届または就籍手続を行うよう指導するのが適当である。

カ 住民となった年月日（法第7条第6号）

日本の国籍を有する者について、同一市町村内（指定都市にあつては、その市）に引き続き住むようになった最初の年月日を記載する。ただし、外国人住民が日本の国籍を有することとなった場合における住民となった年月日については、外国人住民に係る住民票に記載された外国人住民となった年月日を記載する。

市町村の廃置分合または境界変更があつたときは、その処分前の市町村の区域内に最初に住所を定めた年月日をそのままとし、その処分により修正すべきではない。

キ 住 所

都道府県、郡、市、区（指定都市の区及び総合区並びに市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。））、合

併に係る地域自治体の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治体の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治体、合併特例区及び合併特例区の設置期間の満了に際し当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治体をいう。)及び町村の名称並びに市町村の町又は字の区域の名称のほか、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示が実施された区域においては、街区符号及び住居番号を、その他の区域においては地番を記載する。

なお、団地、アパート等の居住者について、上記の記載のみでは住所が明らかでない場合には、アパート名、居室の番号まで記載し、間借人が別個に世帯を設けている場合には「何某(間貸人氏名)方」まで記載する。

また、都道府県、郡、市、区及び町村の名称は、別個に記載することとしても差し支えない。この場合において都道府県の名称は、指定都市等においては省略してもよい。

ク 住所を定めた年月日(法第7条第7号)

一の市町村の区域内において転居をした者については、現在の住所に転居をした年月日を記載する。転居をしたことのない者については、記載をする必要はない。

ケ 転入等をした者については、その届出の年月日(職権で記載した場合には、その年月日)(法第7条第8号)

転入届並びに法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出により記載した者については、その届出の年月日、職権により記載した者については、その記載の年月日をそれぞれ記載する。

コ 従前の住所(法第7条第8号)

転入をした者について転出地の住所を記載する。従前の住所は、原則として、転出証明書に記載された住所と一致する。なお、法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出をした者については、記載を要しない。

サ 個人番号(法第7条第8号の2)

(ア) 新たに住民票コードを記載した場合、機構に対して電気通信回線を通じて当該者の住民票コード及び個人番号とすべき番号の生成を求める旨の情報を通知し、機構から通知された個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする(番号利用法第7条第1項、第8条第1項、番号利用法施行令第7条、カード等省令第7条)。

(イ) 転入をした者については、転出証明書に記載された個人番号を記載する。

(ウ) 以前個人番号を記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された個人番号を確認した上で、当該以前記載された個人番号を住民票に記載する。

(エ) 以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された住民票コードを確認した上で、(ア)に準じて個人番号とすべき番号の生成要求等を行い、当該個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする(番号利用法附則第3条第2項、カード等省令第7条)。

- シ 選挙人名簿に登録されている旨（法第7条第9号）
選挙人名簿に登録されている者について、その旨を記載するが、当該欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。
- ス 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号、令第3条）
国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日、又はその資格を喪失した年月日を記載する。
被保険者の資格を喪失した年月日については、その欄を別個に設けて記載しても、被保険者の資格の取得の年月日を削除して〇年〇月〇日喪失と記載してもよい。
- セ 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号の2、令第3条の2）
後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日、又はその資格を喪失した年月日を記載する。
被保険者の資格を喪失した年月日については、その欄を別個に設けて記載しても、被保険者の資格の取得の年月日を削除して〇年〇月〇日喪失又は非該当と記載してもよい。
- ソ 介護保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号の3、令第3条の3）
介護保険の被保険者となった年月日又は介護保険の被保険者でなくなった年月日を記載する。
被保険者でなくなった年月日については、その欄を別個に設けて記載しても、被保険者となった年月日を削除して〇年〇月〇日喪失と記載してもよい。
- タ 国民年金の被保険者の資格に関する事項（法第7条第11号）
(ア) 国民年金の被保険者（法第7条第11号に規定する国民年金の被保険者をいう。以下同じ。）となった年月日若しくは国民年金の被保険者でなくなった年月日又は国民年金の被保険者の種別の変更があった年月日（令第5条第1号及び第2号）
国民年金の被保険者となった年月日若しくは国民年金の被保険者でなくなった年月日又は国民年金の被保険者の種別の変更があった年月日を記載する。国民年金の被保険者でなくなった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更があった年月日については、国民年金の被保険者となった年月日又は国民年金の被保険者の種別の変更があった年月日を削除して〇年〇月〇日喪失又は種別変更と記載してもよい。
(イ) 国民年金の被保険者の種別（令第5条第2号）
国民年金の被保険者の種別を記載するが、1、任の文字を印刷しておき、該当するものを○で囲み、又は当該欄を設け、符号により記載する方法でも差し支えない。
(ウ) 基礎年金番号（令第5条第3号）
国民年金の被保険者が現に所有し、又は新たに交付された基礎年金番号を記載する。
- チ 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項（法第7条第11号の2）
児童手当の支給を受けている者について、児童手当の支給が始まり、または終わった年月を記載する。
- ツ 住民票コード（法第7条第13号）
(ア) (イ)を除き、直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードを記載する（法第30条の3第1項）。
直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードが判明しないときは、その者に係る住民票に機構から指定された住民票コードのうちから

選択するいずれか一の住民票コードを記載する（令第30条の2第1項）。

(イ) 新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載する（法第30条の3第2項）。

(ウ) 住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知する（法第30条の3第3項、令第30条の2第2項）。

なお、以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された住民票コードを確認した上で、当該以前記載された住民票コードを住民票に記載する。

テ 旧氏及び旧氏の振り仮名（法第7条第14号、令第30条の13）

(ア) 旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）及び旧氏の振り仮名（旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）（以下「旧氏等」という。）については、氏に変更があった者（旧氏等記載者（令第30条の14第1項に規定する旧氏等記載者をいう。以下同じ。）を除く。）から旧氏等の記載を求める請求書の提出があった場合において、当該請求のあった旧氏等がその者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされており、かつ、その者に係る住民票に旧氏等の記載がされていないときは、記載をしなければならない（令第30条の14第1項）。

(イ) 日本人住民の様式中、旧氏の記載の欄については、第2-1-(1)の様式例にならい、氏名の記載の欄と一体のものとして取り扱うことが適当である。

ト 国籍・地域（法第30条の45）

在留カード等に記載されている国籍・地域を記載する（無国籍を含む。）。なお、出生による経過滞在者の国籍・地域欄については空欄とし、後日在留資格を取得した等として、出入国在留管理庁長官からの通知がなされた場合には、同通知に基づき職権で国籍・地域の記載の修正を行う。また、国籍喪失による経過滞在者の国籍・地域については、国籍喪失届や国籍喪失報告の記載を確認し、職権で国籍・地域の記載を行う。

ナ 外国人住民となった年月日（法第30条の45）

法第30条の45の表の上欄に掲げる者となった年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日を記載する。

ニ 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項

法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する。

(ア) 中長期在留者

A 中長期在留者である旨

中長期在留者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

B 在留カードに記載され、又は記録がされている在留資格、在留期間、在留期間の満

了の日及び在留カードの番号

在留カードの表記等に基づき、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カードの番号を記載する。

なお、後日在留カードを交付する旨の記載がされ、上陸許可証印が貼付された旅券の提示があった場合においては、当該証印下部に記載された交付することを予定する在留カードの番号を記載する。

(イ) 特別永住者

A 特別永住者である旨

特別永住者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

B 特別永住者証明書の番号

特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号を記載する。

なお、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書の提示があった場合においては当該外国人登録証明書の登録番号を記載する。

(ウ) 一時庇護許可者

A 一時庇護許可者である旨

一時庇護許可者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

B 上陸期間

一時庇護許可書に記載されている上陸期間を記載する。

なお、上陸期間を経過する年月日（許可期限）を備考として記入することが適当である。

(エ) 仮滞在許可者

A 仮滞在許可者である旨

仮滞在許可者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

B 仮滞在期間

仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を記載する。

なお、仮滞在期間を経過する年月日（許可期限）を備考として記入することが適当である。

(オ) 出生による経過滞在外者

出生による経過滞在外者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

なお、出生した日から60日を経過する年月日を備考として記入することが適当である。

(カ) 国籍喪失による経過滞在外者

国籍喪失による経過滞在外者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

なお、国籍を失った日から60日を経過する年月日を備考として記入することが適当である。

ヌ 通称（法第7条第14号、令第30条の15第1号）

(ア) 通称（氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）については、外国人住民から通称の記載を求める申出書の提出があった場合において、当該申出のあった呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは記載しなければならない（令第30条の16）。

(イ) 外国人住民の様式中、通称の記載の欄については、第2-1-(1)の様式例にならい、氏名の記載の欄と一体のものとして取扱うことが適当である。

(ウ) なお、通称には、できるだけふりがなを付すことが適当である。

その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。

ネ 通称の記載及び削除に関する事項（法第7条第14号、令第30条の15第2号）

(ア) 外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合（第2-2-(2)-サー(イ)による場合を除く。）、当該通称を記載した市町村名（特別区にあつては区名。以下この(イ)及び第2-2-(2)-シにおいて同じ。）及び年月日を記載しなければならない（令第30条の17第1項第1号）。

(イ) 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合、当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日を記載しなければならない（令第30条の17第1項第2号）。

ノ 任意事項

市町村長は、法第7条第14号及び令第6条の2の規定により、住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であると認めるもの（以下「任意事項」という。）を住民票に記載することができることとされているので、住民基本台帳に基づき各種行政事務を処理するため、次のような事項を記載する等の措置を講じ、積極的に活用されることが適当である。

(ア) 国民健康保険の被保険者については、被保険者記号・番号（国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号をいう。以下同じ。）

(イ) 国民健康保険の被保険者でない者については現に加入している他の医療保険制度の名称

(ウ) 後期高齢者医療の被保険者については、被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号をいう。）

(エ) 介護保険の被保険者については、被保険者証の番号

(オ) 国民年金（福祉年金を含む。）の受給者については、その受けている年金の名称

(カ) 国民年金の被保険者でない者については、現に加入している公的年金の名称

上記の記載方法については、当該欄を設け、略号又は符号（健保、国共、地共等の例）により、若しくはあらかじめ略号を印刷しておき該当文字を○で囲む等の例により記載することが適当である。

2 住民票の記載等の手続

住民票の記載等については、次の点に留意しつつ、適正に行われなければならない。

ア 住民票（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。イ

において同じ。)の記載等は、墨汁、インキ、タイプライター等たい色、汚損のおそれのない良質のものをを用いて行うこと。

イ 住民票の消除に当たっては、該当部分に朱線を引き、又は見やすい場所に「除票」の印を押す等住民票を消除したことが明確であり、かつ、消除された文字がなお明らかに読むことができるような方法により行うこと。

ウ 法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製された住民票の記載等は、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4情報で検索するなど、対象者を確実に特定し、その内容を確定させる前に、複数の職員による厳格な確認を行うこと。

エ 法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製された住民票の消除は、住民票を消除したことが明確であり、かつ、消除された記録がなお明らかとなるような方法により行うこと。

オ 修正は、前の記載を消除するとともに、新たな記載をする方法によること。

カ 記載等をしたときは、その記載等の事由、事由の生じた年月日、届出年月日等住民票についての処理経過を明らかにする事項を必要に応じ、備考として記入することが適当である。

(1) 届出に基づく処理

ア 転入届

(ア) 個人票の場合

A その者の住民票を作成し、転入届及び転出証明書又は転出地市町村長が転入地市町村長に通知する第5-1-ケの事項に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由(転入)を記入する。

B 作成した住民票は、転入により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯をもって編成し、既にある世帯に属することとなった場合にあっては、その世帯に編入する。

(イ) 世帯票の場合

A 転入により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯の住民票を作成し、転入届及び転出証明書又は転出地市町村長が転入地市町村長に通知する第5-1-ケの事項に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由(転入)を記入する。作成の事由は、個人票の例により、各人ごとに記入する。

B 既存の世帯に属することとなった場合にあっては、その属することとなった世帯の住民票の末尾に転入届及び転出証明書又は転出地市町村長が転入地市町村長に通知する第5-1-ケの事項に基づいて記載をするとともに、記載の事由(転入)を記入する。

イ 中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例(法第30条の46)

中長期在留者等が国外から転入した場合、中長期在留者等で住民基本台帳に記録されていない者が新たに市町村の区域内に住所を定めた場合及び日本の国籍を有しない者(法第30条の45の表の上欄に掲げる者を除く。)が中長期在留者等となった後に転入した場合にあっては、次により取り扱うものとする。

(ア) 個人票の場合

A その者の住民票を作成し、法第30条の46の届出及び在留カード等に基づいて所定の

事項を記載するとともに、作成の事由（30条の46転入）を記入する。

- B 作成した住民票は、転入により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯をもって編成し、既にある世帯に属することとなった場合にあっては、その世帯に編入する。

(イ) 世帯票の場合

- A 転入により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯の住民票を作成し、法第30条の46の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（30条の46転入）を記入する。

作成の事由は、個人票の例により、各人ごとに記入する。

- B 既存の世帯に属することとなった場合にあっては、その属することとなった世帯の住民票の末尾に法第30条の46の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、記載の事由（30条の46転入）を記入する。

ウ 住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出（法第30条の47）

日本の国籍を有しない者（法第30条の45の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となった場合にあっては、次により取り扱うものとする。

(ア) 個人票の場合

- A その者の住民票を作成し、法第30条の47の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（30条の47届出）を記入する。

- B 作成した住民票は、届出により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯をもって編成し、既にある世帯に属することとなった場合にあっては、その世帯に編入する。

(イ) 世帯票の場合

- A 届出により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯の住民票を作成し、法第30条の47の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（30条の47届出）を記入する。

作成の事由は、個人票の例により、各人ごとに記入する。

- B 既存の世帯に属することとなった場合にあっては、その属することとなった世帯の住民票の末尾に法第30条の47の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、記載の事由（30条の47届出）を記入する。

エ 転居届

(ア) 個人票の場合

- A 住所の記載を修正し、新住所を定めた年月日（法第7条第7号）を記載するとともに修正の事由（転居）を記入する。

- B 転居に伴い世帯主または世帯主との続柄が変更した場合には、Aのほか、世帯主の氏名および世帯主との続柄の記載を修正する。

- C 転居に伴いその属する世帯を変更した場合には、その世帯にその者の住民票を編入するほか必要に応じ整理する。

(イ) 世帯票の場合

- A 世帯の全員がそのまま転居をした場合

住所の記載を修正し、新住所を定めた年月日（法第7条第7号）を記載する。

B 世帯の全員が転居をして他の世帯に属した場合

属することとなった世帯の住民票の末尾にその者の記載をするとともに、前住民票を削除する。

C 世帯員の一部が転居をして新たに世帯を設けた場合

新世帯の住民票を作成するとともに、前に属していた世帯の住民票のその者の記載を削除する。

D 世帯員の一部が転居をして他の世帯に属した場合

属することとなった世帯の住民票の末尾にその者の記載をするとともに、前に属していた世帯の住民票のその者の記載を削除する。

上記のほか、次の例により、作成、記載、修正及び削除の事由を記入する。

A 作成及び記載の事由は、「（転居前の住所）から転居」等の例による。

B 修正の事由は「転居」とする。

C 削除の事由は「（転居先の住所）へ転居」等の例による。

(ウ) 一の市町村の区域内に個人票と世帯票が混在する場合

前記(ア)又は(イ)の場合に準じて作成若しくは記載、修正又は削除する。

オ 転出届

(ア) 転出届があったときは、たとえば次の例により削除の事由（転出）、転出先の住所および転出の予定年月日を「〇年〇月〇日 へ転出（予定）」等の例により記入し、転出の予定年月日に削除する。

(イ) 法第9条第1項の規定による転入の通知があったとき、または転出の事実を確認したときは、削除された住民票に転出をした旨を記入するとともに、その住民票に記入された転出先の住所と転入先の住所が異なるときはその記入を訂正する。

なお、転出届により住民票の削除を行った場合においても、転入通知があるまでの間は、なお従前の市町村長において国民年金の被保険者の管理を行うものである。また、転入をした年月日は各種行政サービスに影響を及ぼすことが考えられることから、転入地の市町村長は、転入通知をした後に転入をした年月日を修正する場合には、改めて修正後の転入をした年月日を転出地の市町村長に連絡することが適当である。

カ 世帯変更届

(ア) 属する世帯の変更

A 甲世帯の世帯員が、新たに乙世帯を設けた場合

個人票の場合には、乙世帯に属することとなった者の住民票の世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載を修正し、修正の事由（世帯分離）を記入したうえ、乙世帯として編成する。

世帯票の場合には、乙世帯の住民票を作成し、作成の事由（世帯分離）を記入するとともに、甲世帯の住民票に削除の事由（世帯分離）を記入したうえ、その者の記載を削除する。この場合には、共通欄中の住所を定めた年月日は、乙世帯に属する者各人について相違する場合があるので、前住民票から移記は要しない。

B 甲世帯の全員が乙世帯に入った場合

個人票の場合には、その者の住民票中世帯主の氏名および世帯主との続柄の記載を

修正し、修正の事由（世帯合併）を記入したうえ乙世帯に編入する。

世帯票の場合には、乙世帯の住民票の末尾にその者の記載をし、記載の事由（世帯合併）を記入するとともに、甲世帯の住民票に削除の事由（世帯合併）を記入したうえ、これを削除する。

C 甲世帯の世帯員の一部が乙世帯の世帯員となった場合

個人票の場合には、世帯主の氏名および世帯主との続柄を修正し、修正の事由（世帯変更）を記入したうえ乙世帯に編入する。

世帯票の場合には、乙世帯の住民票の末尾にその者の記載をし、記載の事由（世帯変更）を記入するとともに、甲世帯の住民票に削除の事由（世帯変更）を記入したうえ、その者の記載を削除する。

(イ) 世帯主の変更

世帯主の氏名および世帯主との続柄の記載を修正し、修正の事由（世帯主変更）を記入する。

キ 続柄の変更の届出（法第30条の48）

外国人住民について、外国人住民である世帯主との続柄に変更があった場合は、変更が生じた日から14日以内に世帯主との続柄を証する文書を添えて届出をしなければならない（法第30条の48）。ただし、外国人住民と外国人住民である世帯主との親族関係について、変更がない場合や変更に係る戸籍に関する届出が受理されている場合は届出を要しない（令第30条の18）。

届出があった場合には、添付された世帯主との続柄を証する文書を確認のうえ世帯主との続柄の記載を修正し、修正の事由（続柄の変更）を記入する。

ク 転入届の届出書に付記がされた場合

A 国民健康保険の被保険者である場合（令第27条）

令第27条第1号又は第3号に掲げる事項が付記された場合には、国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日を記載する。

B 後期高齢者医療の被保険者である場合（令第27条の2）

令第27条の2第1号に掲げる事項が付記された場合には、後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日を記載する。

C 介護保険の被保険者である場合（令第27条の3）

令第27条の3に定める事項が付記された場合には、介護保険の被保険者となった年月日を記載する。

D 国民年金の被保険者である場合（令第28条）

(A) 令第28条第1号イに掲げる事項が付記された場合には、基礎年金番号、国民年金の被保険者の種別並びに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を確認するため市町村長が適当と認める書類（以下「基礎年金番号通知書等」という。）の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(B) 令第28条第1号ロに掲げる事項が付記された場合には、基礎年金番号、変更後の国民年金の被保険者の種別並びに基礎年金番号通知書等の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

- (C) 令第28条第1号ハに掲げる事項が付記された場合には、国民年金の被保険者となった年月日、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号を記載する。
- (2) 職権に基づく処理（令第12条第2項、令第30条の16、令第30条の17、令第30条の21）
- ア 戸籍に関する届出および職権記載ならびに通知に基づく処理（令第12条第2項第1号）
- （イ）出生届に基づく記載
- 住民票を作成し、又は出生をした者に係る世帯の住民票にその者の記載をする。ただし、外国人として出生した者については、出生した日から60日を経過していない場合に限る。
- （ロ）帰化届又は国籍取得届に基づく記載及び消除（令第8条の2）
- 帰化をした者若しくは国籍を取得した者の日本人住民としての住民票を作成し、又はその者に係る世帯の住民票に法第7条に規定する事項を記載するとともに、外国人住民としての住民票（世帯票が作成されている場合にあってはその住民票の全部又は一部）を消除する。その事由（帰化又は国籍取得）及びその事由の生じた年月日をそれぞれに記入する。
- （ハ）死亡届または失踪宣告届に基づく消除
- 消除の事由（死亡または失踪宣告）およびその事由の生じた年月日を記入したうえ、消除する。
- （ニ）国籍喪失届又は国籍喪失報告に基づく記載及び消除（令第8条の2）
- 国籍を喪失した日から60日を経過していない場合には、国籍を喪失した者の外国人住民としての住民票を作成し、又はその者に係る世帯の住民票に法第30条の45に規定する事項を記載するとともに、日本人住民としての住民票（世帯票が作成されている場合にあってはその住民票の全部又は一部）を消除する。その事由（国籍喪失）及びその事由の生じた年月日をそれぞれに記入する。
- （ホ）住民票の記載の修正
- 上記のほか、戸籍の届出があった場合において、必要があるときは、住民票の記載の修正をし、その事由（氏名変更、本籍変更等）およびその事由の生じた年月日を記入する。住民票の記載の修正を要する戸籍の届出は、おおむね、次のとおりである。
- （ヘ）職権で戸籍の記載又は記録をした場合及び法第9条第2項の規定による通知を受けた場合においては、（イ）から（ホ）までの例により住民票を処理する。
- （ヘ）法第30条の50の規定による出入国在留管理庁長官からの通知に基づく処理（令第30条の21）
- 出入国在留管理庁長官からの通知があった場合においては、住民票の消除又は記載の修正をし、通知の事由（氏名変更、在留資格変更許可等）及びその事由の生じた年月日を記入する等住民票についての処理経過を明らかにする事項を備考として記入する。ただし、特別永住者に係る住民票の記載の修正（入管特例法第5条第2項の規定に基づく許可により、新たに特別永住者となった旨の住民票の記載の修正を除く。）については、特別永住者証明書を交付したときに住民票の記載の修正を行うものとする。出入国在留管理庁長官からの通知は、おおむね、次のとおりである。
- なお、外国人住民の住民票に記載された在留期間の満了の日等が経過した場合、出入国在留管理庁長官からの通知により外国人住民でなくなったことを確認のうえ、住民

票の消除をするものとする。

イ 個人番号の指定に基づく処理（令第12条第2項第1号の2）

番号利用法第7条第1項又は第2項の規定による個人番号の指定を行ったときは、当該個人番号を記載する。

ウ 選挙管理委員会からの通知に基づく処理（令第12条第2項第2号）

選挙管理委員会から選挙人名簿に登録した旨の通知を受けたときは、その旨を記載し、選挙人名簿から抹消した旨の通知を受けたときはその記載を消除する。

エ 国民健康保険法の規定による届出等に基づく処理（令第12条第2項第3号）

(ア) 国民健康保険の被保険者の資格の取得の届出があったとき、その他国民健康保険の被保険者の資格の取得に関する事実を確認したとき。

被保険者の資格を取得した年月日を記載する。

(イ) 国民健康保険の被保険者の資格の喪失の届出があったとき、その他国民健康保険の被保険者の資格の喪失に関する事実を確認したとき。

被保険者の資格を喪失した年月日を記載する。

(ウ) (ア)又は(イ)により、国民健康保険法の規定による届出に基づかないで国民健康保険の資格を取得し、又は喪失した年月日を記載したときは、職権記載である旨及びその記載をした年月日を記入する。

オ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく処理（令第12条第2項第3号の2）

(ア) 後期高齢者医療の被保険者の資格の取得に関する事実を確認したとき。

被保険者の資格を取得した年月日を記載する。

(イ) 後期高齢者医療の被保険者の資格の喪失に関する事実を確認したとき。

被保険者の資格を喪失した年月日を記載する。

★★★別2★★★

(ウ) (ア)又は(イ)により、後期高齢者医療の資格を取得し、又は喪失した年月日を記載したときは、職権記載である旨及びその記載をした年月日を記入する。

カ 介護保険法の規定による届出等に基づく処理（令第12条第2項第3号の3）

(ア) 介護保険の被保険者の資格の取得の届出があったとき、その他介護保険の被保険者となった事実を確認したとき。

被保険者となった年月日を記載する。

(イ) 介護保険の被保険者の資格の喪失の届出があったとき、その他介護保険の被保険者でなくなった事実を確認したとき。

被保険者でなくなった年月日を記載する。

(ウ) (ア)又は(イ)により、介護保険法の規定による届出に基づかないで介護保険の被保険者となり、又は被保険者でなくなった年月日を記載したときは、職権記載である旨及びその記載をした年月日を記入する。

キ 国民年金法の規定による届出等に基づく処理（令第12条第2項第4号）

(ア) 国民年金の被保険者となった旨の届出があったとき、その他国民年金の被保険者となった事実を確認したとき。

被保険者となった年月日、被保険者の種別及び基礎年金番号を記載する。

(イ) 国民年金の被保険者の種別の変更の届出があったとき、その他国民年金の被保険者の

種別の変更に関する事実を確認したとき。

被保険者の種別の変更があった年月日及び被保険者の種別を記載する。

(ウ) 国民年金の被保険者でなくなった旨の届出があったとき、国民年金の被保険者の資格の喪失の承認があったとき、その他国民年金の被保険者でなくなった事実を確認したとき。

被保険者でなくなった年月日を記載する。

(エ) 国民年金法第12条第1項の規定による氏名変更届又は同法第105条第4項の規定による死亡の届出があったとき。

戸籍に関する届出等との関係について審査のうえ、アに準じて住民票の記載等を行う。

ク 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。（令第12条第2項第5号）

児童手当の支給を受けている者について、児童手当の支給が始まり、または終わった年月を記載する。

ケ 不服申立てについての裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決に基づく処理（令第12条第2項第6号）

次の不服申立てについての裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるときは、その裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決の趣旨に従い、必要な住民票の記載等をし、その住民票にその事由およびその記載等をした年月日を記入する。

(ア) 法の規定により市町村長がした処分に係る審査請求についての裁決又は当該処分についての訴訟の確定判決

(イ) 法第33条第2項の規定による住民の住所の認定に関する決定または同条第4項の規定による訴訟の確定判決

(ウ) 公職選挙法第24条第2項（同法第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出についての決定または同法第25条（同法第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による訴訟の確定判決

(エ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条に規定する審査請求についての裁決又は同条の処分についての訴訟の確定判決

(オ) 国民健康保険法第91条第1項の規定による審査請求についての裁決または同項の処分についての訴訟の確定判決

(カ) 高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

(キ) 介護保険法第183条第1項の規定による審査請求についての裁決または同項の処分についての訴訟の確定判決

(ク) 国民年金法第101条第1項の規定による審査請求についての決定もしくは再審査請求についての裁決または同項の処分についての訴訟の確定判決

コ 住所の表示の変更があった場合の住民票の処理（令第12条第2項第7号）

行政区画、郡、区、市町村内の町もしくは字もしくはこれらの名称の変更、地番の変更または住居表示の実施もしくは変更に伴い住所の表示の変更があったときは、住所の記載の修正をし、その事由「〇〇につき職権記載修正」等の例により、その事由を記入し、

ならびにその事由の生じた年月日および記載の修正をした年月日を記入する。

サ 旧氏等の記載、変更及び削除の請求があった場合の住民票の処理（令第30条の14）

(ア) 旧氏等を初めて住民票に記載することについて請求があった場合（令第30条の14第1項前段）

旧氏等については、氏に変更があった者から旧氏等を住民票に初めて記載することを求める旨及び次に掲げる事項を記載した請求書の提出があった場合において、その者に係る住民票に旧氏等の記載がされておらず、当該請求のあった旧氏等がその者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録されているときは、当該旧氏等をその者に係る住民票に記載をしなければならない（令第30条の14第1項、規則第42条）。

- A 記載を求める旧氏等
- B 氏名
- C 住所
- D 住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

この場合において、氏に変更があった者は任意の旧氏等の記載を求めることができる。また、請求者に係る住民票に初めて旧氏等を記載するものであるか否かについては、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して、その者の旧氏等の記載履歴を確認することが適当である。

請求者が請求を行う市町村に本籍を有する場合には、市町村長は、同法第10条の2第2項に基づく公用請求を庁内で行うこと（以下「内部公用請求」という。）により請求者が住民票への記載を求めようとする旧氏等がその者の旧氏等であることを確認する。

請求者が請求を行う市町村に本籍を有しない場合には、市町村長は、戸籍情報連携システムを活用した戸籍法第120条の2第1項の規定によりする同法第10条の2第2項（同法第12条の2において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく庁内公用請求を行うこと（以下「庁内確認手続」という。）により確認する。この場合において、住民票への記載を求める旧氏等に係る戸籍が改製不適合戸籍であるなど戸籍情報連携システムを活用できず、庁内確認手続によっては確認できないときは、本人に対し、戸籍謄本等（戸籍法第10条第1項に規定する戸籍謄本等をいう。以下同じ。）又は除籍謄本等（戸籍法第12条の2に規定する除籍謄本等をいう。以下同じ。）の提出を求めることができる（令第30条の14第2項）。

なお、内部公用請求については「住民基本台帳事務の処理に当たり自市区町村の戸籍情報を参照する必要がある場合の取扱いについて（周知）」（令和7年11月14日付け法務省民事局民事第一課沼田補佐官事務連絡）及び「住民基本台帳事務の処理に当たり自市区町村の戸籍情報を参照する必要がある場合の取扱いについて（情報提供）」（令和7年11月14日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡）により、庁内確認手続については「住民基本台帳事務の処理に当たり他市区町村の戸籍情報を参照する必要がある場合の取扱いについて（通知）」（令和6年10月31日付け法務省民一第2379号）及び「住民基本台帳事務の処理に当たり他市区町村の戸籍情報を参照する必要がある場合の取扱いについて（情報提供）」（令和6年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡）により、一定程度柔軟な取扱いを認めても差し支えない旨が示

されており、これら通知に基づき取り扱うことが可能である。

(イ) 旧氏等記載者が転出入した場合（令第30条の14第3項）

氏に変更があった者に係る住民票に旧氏等の記載がされている場合において、当該旧氏等を転出証明書の記載事項とし、又は転出証明書情報の通知事項とすることとされており（令第30条の14第8項）、次の場合において、その者に係る住民票に旧氏等の記載をしなければならない（令第30条の14第3項）。

- A その者の旧氏等が記載された転出証明書を添えた転入届があった場合、当該旧氏等を記載する。
- B 最初の転入届（法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をいう。シ及びスにおいて同じ。）又は最初の世帯員に関する転入届（法第24条の2第2項に規定する最初の転入届をいう。シ及びスにおいて同じ。）があった場合、法第24条の2第4項の規定により通知された旧氏等を記載する。

(ウ) 旧氏等の変更について請求があった場合（令第30条の14第4項）

旧氏等記載者から当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏等の変更を求める旨及び次に掲げる事項を記載した請求書の提出があった場合において、その者が当該旧氏等を住民票に記載をした後に氏に変更があり、当該変更直前にその者の氏として戸籍に記載又は記録がされていた旧氏等に変更することを求めているときは、当該旧氏等をその者に係る住民票に記載をしなければならない（令第30条の14第4項、規則第42条）。

- A 氏の変更の直前に称していた旧氏等であって、記載の変更を求める旧氏等
- B 氏名
- C 住所
- D 住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

この場合において、現に住民票に記載がされている旧氏等の記載時期については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して、その者の旧氏等の記載履歴を確認することが適当である。

請求者が請求を行う市町村に本籍を有する場合には、市町村長は内部公用請求により現にその者に係る住民票に記載がされている旧氏等が住民票に記載をされた後に氏に変更があったこと及び変更することを求める旧氏等が当該変更の直前にその者の氏及び氏の振り仮名として戸籍に記載又は記録がされていた旧氏等であることを確認する。

請求者が請求を行う市町村に本籍を有しない場合には、市町村長は庁内確認手続により確認する。この場合において、住民票への記載を求める旧氏等に係る戸籍が改製不適合戸籍であるなど戸籍情報連携システムを活用できず、庁内確認手続によっては確認できないときは、本人に対し、戸籍謄本等又は除籍謄本等の提出を求めることができる（令第30条の14第5項）。

なお、内部公用請求及び庁内確認手続については、(イ)と同様に、一定程度柔軟な取扱いを認めても差し支えない旨が示されている。

(エ) 旧氏等の削除について請求があった場合（令第30条の14第5項）

旧氏等記載者から当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏等の削除

を求める請求書の提出があった場合、当該旧氏等を削除しなければならない。請求書には次に掲げる事項を記載させることとする（令第30条の14第5項、規則第42条）。

- A 住民票に記載がされている旧氏等の削除を求める旨
- B 氏名
- C 住所
- D 住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

(オ) 旧氏等の削除後に再記載について請求があった場合（令第30条の14第1項後段）

住民票に記載がされている旧氏等を削除した者から住民票に再度旧氏等を記載することを求める旨及び次に掲げる事項を記載した請求書の提出があった場合、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏等が最後に削除された日以後にその者の氏として戸籍に記載又は記録がされていた旧氏等を請求した場合に限り、住民票に当該旧氏等の記載をする（令第30条の14第1項、規則第42条）。

- A 記載を求める旧氏等
- B 氏名
- C 住所
- D 住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

この場合において、請求者に係る住民票に旧氏等の記載がされたことがあるか否か及びその者に係る住民票に記載がされていた旧氏等が最後に削除された日については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して、その者の旧氏等の記載履歴を確認することが適当である。

住民票への再記載を求めようとする旧氏等がその者の旧氏等であることの確認については、(ア)と同様に取り扱う（令第30条の14第2項）。

(カ) 旧氏等の記載及び再記載、変更並びに削除の請求については、現に請求の任に当たっている者に対して、本人であるかどうかを確認するため、書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（令第30条の14第7項）。

また、現に請求の任に当たっている者が請求者の代理人又は使者であるとき（同一の世帯に属する者を除く。）は、請求の任に当たっている者に対し、請求者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（令第30条の14第7項）。

この場合において、第4-2-(2)-アに準じて本人確認を行い、第4-2-(2)-イに準じてその権限を明らかにさせる。

シ 通称の記載及び削除の申出があった場合の住民票の処理（令第30条の16）

(ア) 通称については、外国人住民から通称の記載を求める申出書の提出があった場合において、当該申出のあった呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは記載しなければならない。

住民票に通称の記載を求めようとする外国人住民に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出させるとともに、住民票への記載を求めようとする呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足る資料を提示させなければならない（令第30条の16第1項、第2項、規則第45条）。

- A 通称として記載を求める呼称

- B 氏名
- C 住所
- D 住民票コード又は出生の年月日及び男女の別
- E 通称として記載を求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明

通称の住民票への記載に当たっては、国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料等の提示を複数求める等により、厳格に確認を行う。

なお、①出生により、日本の国籍を有する親の氏若しくは通称が住民票に記載されている外国人住民である親の通称の氏を申し出る場合、②日系の外国人住民が氏名の日本式氏名部分を申し出る場合又は③婚姻等身分行為により、相手方の日本国籍を有する者の氏若しくは通称が住民票に記載されている外国人住民である相手方の通称の氏を申し出る場合にあっては、国内における社会生活上通用していることの確認に代えて、親や身分行為の相手方等の氏名又は通称の氏等の確認を行うことで差し支えない。

- (イ) 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合において、当該通称を転出証明書の記載事項とし、又は転出証明書情報の通知事項とすることとされており（令第30条の16第7項）、次の場合において、外国人住民に係る住民票に通称の記載をしなければならない（令第30条の16第3項）。

- A 転出証明書を添えた転入届があった場合、当該転出証明書に記載された通称を記載する。

- B 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届があった場合、法第24条の2第4項の規定により通知された通称を記載する。

- (ウ) 外国人住民から通称の削除を求める申出書の提出があった場合、当該通称を削除しなければならない。申出書には次に掲げる事項を記載させることとする（令第30条の16第4項、規則第45条）。

- A 通称の削除を求める旨

- B 氏名

- C 住所

- D 住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

- (エ) また、通称を記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えてその旨を公示する（令第30条の26第5項）。

- (オ) 通称の記載及び削除の申出については、現に申出の任に当たっている者に対して、本人であるかどうかを確認するため、書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（令第30条の16第6項）。

また、現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人又は使者であるとき（同一の世帯に属する者を除く。）は、申出の任に当たっている者に対し、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類の

提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（令第30条の16第6項）。

この場合において、第4-2-(2)-アに準じて本人確認を行い、第4-2-(2)-イに準じてその権限を明らかにさせる。

ス 通称の記載及び削除をした場合の住民票の処理（令第30条の17）

(ア) 外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合（サー(イ)による場合を除く。）、当該通称を記載した市町村名及び年月日を通称の記載及び削除に関する事項として記載しなければならない（令第30条の17第1項第1号）。

(イ) 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合、当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日を通称の記載及び削除に関する事項として記載しなければならない（令第30条の17第1項第2号）。

(ウ) 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合において、当該事項を転出証明書の記載事項とし、又は転出証明書情報の通知事項とすることとされており（令第30条の17第3項）、次の場合において、外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項の記載をしなければならない（令第30条の17第2項）。

A 転出証明書を添えた転入届があった場合、当該転出証明書に記載された通称の記載及び削除に関する事項を記載する。

B 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届があった場合、法第24条の2第4項の規定により通知された通称の記載及び削除に関する事項を記載する。

(3) 住民基本台帳の記録に誤りがある場合の処理

住民税の賦課徴収その他の事務を管理し、及び執行することにより、又は選挙管理委員会からの選挙人名簿の抹消に関する通知、市町村の委員会からの住民基本台帳の脱漏等に関する通報、本籍地の市町村長からの戸籍との照会に関する通知若しくは調査等によって、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、次の例により、職権で、住民票の記載等をする。

ア 届出がない場合（令第12条第1項）

(ア) 届出に基づき住民票の記載等をすべき場合においてその届出がないときは、届出義務者に届出をするよう催告する。この場合において、転入者については、前住所地市町村長の発行する転入届に添付すべき書類として発行された旨の記載された転出証明書に準ずる証明書または消除された住民票の写を添付させるものとするが、消除された住民票が廃棄されたこと等により上記証明書等が発行されない場合に、日本の国籍を有する者については戸籍の附票の写を添付させることが適当である。

催告してもなお届出がないときは、当該記載等をすべき事実を確認して（転入者については、日本の国籍を有する者にあつては前住所地または本籍地市町村長に、日本の国籍を有していない者にあつては前住所地に照会して記載事項および前住所地について確認を行うものとする。）、(1)の届出に基づく住民票の記載等の例により、住民票に「〇〇につき職権記載」等その事由および記載等を行なった年月日を記入する。なお、住民票に記載等をすべき事実の確認については、実地調査を行うことが適当である。

(イ) (ア)により住民票の記載等をしたときは、その記載等の内容を本人に通知する。この

場合において、通知を受けるべき本人の住所および居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であるときは、その旨を公示する（令第12条第4項）。

イ その他の場合（令第12条第3項）

法第14条第2項の規定により自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがある旨の申出があったとき、その他住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れ（住民票コードに係る誤記及び記載漏れを除く）があることを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、住民票の記載等をするとともに、その住民票に「〇〇につき職権記載」等の例により記載等の事由を記入し、さらにその記載等をした年月日を記入する。

(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、理由の如何を問わず、住民票コードの記載の変更を請求することができる（法第30条の4第1項）。

ア 請求の受理（法第30条の4第2項）

(ア) 変更請求書の記載事項

住民票コードの記載の変更を請求する者に対し、請求者の氏名、住所及び住民票コードを記載した請求書を提出させる（規則第10条）。

請求者が個人番号カードを提示した場合は、当該個人番号カードから住民票コードを読み出すので、請求者の住民票コードについては明らかにさせることを要しない。この場合において、市町村職員は、当該読み出した住民票コードを請求書に記載する。

(イ) 変更請求書の提出の際に提示させる書類

変更請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の3及び規則第9条の2）、住民票コードの記載の変更を請求する者が本人であることを確認する。

個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、個人番号カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、個人番号カードについては、個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

A 個人番号カード（請求書の提出時点で有効期間内であって、個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号。以下「カード技術基準」という。）第4-2-(1)の個人番号カードの運用状況（以下「カード運用状況」という。）が運用中である個人番号カードに限る。）又は運転免許証、健康保険の資格確認書その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）であって当該請求者が本人であることを確認するため、市町村長が適当と認めるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、

運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種年金証書、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇(ひ)護許可書、仮滞在許可書等が考えられる。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類に該当しない。

B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類。

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証等、申請者本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書その他市町村長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものである。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

イ 住民票コードの記載の変更（法第30条の4第3項及び第4項）

当該変更請求をした者に係る住民票に従前記載されていた住民票コードに代えて、機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するとともに、住民票コードの記載の変更をした旨及び記載の変更をした年月日を記入する。

新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知する。

ウ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による住民票コードの記載の変更請求については、ア(イ)に掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を添付させることにより本人確認を行う。この場合において、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

エ 法定代理人による請求

住民票コードの変更請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、これらの者の法定代理人（登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類により代理権を有していると認められる保佐人、補助人及び任意後見人を含む。以下同じ。）に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。この場合、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係るア(イ)に掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断に

より、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

オ 個人番号カードの廃止又は回収

個人番号カードの交付を受けている者から、住民票コードの記載の変更請求があった場合は、個人番号カードを返納する事由並びにその者の氏名及び住所を記載した返納届（以下単に「返納届」という。）を添えて、個人番号カードを返納させ、そのカード運用状況を廃止及び回収とする（番号利用法第17条第9項及び第10項、番号利用法施行令第14条第5号並びに第15条第1項第1号及び第2項）。この場合において、変更請求書に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、返納届の提出に代えることができる。

なお、個人番号カードの返納がなかった場合は、住民票コードの記載の変更処理と連動して、カード運用状況を廃止とする。

(5) 住民票コードに係る住民票の記載の修正

ア 住民票に住民票コードに係る誤記又は記載漏れがあることを知ったときは、当該事実を確認して、職権で、当該住民票の記載の修正を行い（令第30条の4第1項）、職権により住民票コードの記載の修正をした旨及び記載の修正をした年月日を記載する。

イ 住民票コードの記載の修正をしたときは、速やかに、当該記載の修正に係る者に対し、住民票コードに係る記載の修正をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知する（令第30条の4第2項）。

ウ 個人番号カードの交付を受けている者の住民票コードの記載の修正をした場合は、イの通知とあわせて当該個人番号カードの返納を求める（番号利用法第17条第9項及び第10項、番号利用法施行令第14条第5号並びに第15条第1項第1号及び第2項）。この場合において、個人番号カードの廃止等については、(4)一オに準じて取り扱う。

(6) 従前の個人番号に代わる個人番号の指定に係る住民票の記載の修正（令第12条第2項第1号の2、番号利用法第7条第2項）

従前の個人番号に代わる個人番号の指定があったときは、職権で、当該個人番号の指定を行った者の住民票の記載の修正を行い、職権により個人番号の記載の修正をした旨及び記載の修正をした年月日を記載する。また、当該従前の個人番号に代わる個人番号を当該者に対して通知することとする。

3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、当該国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由（犯罪捜査等のための請求にあっては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名などを明らかにしたうえで、国又は地方公共団体の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる（法第11条第1項、第2項）。

また、①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施、②公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施及び③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、

かつ、当該申出を相当と認めるときは、市町村長は、当該申出者が指定する者等に、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる（法第11条の2第1項）。

これらのうち、①については、公益性告示において、次に掲げる基準が定められており、これらに照らして、公益性が高いと認められるか否かを判断すること。

- ・放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- ・大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- ・その他、上記以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 請求の受理

(ア) 請求に際して明らかにさせなければならない事項

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する国又は地方公共団体の機関に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない（法第11条第2項及び住民票省令第1条）。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な請求書様式を作成し、国又は地方公共団体の機関から求められた場合には、様式例として提示できるようにしておくことが望ましい。

A 当該国又は地方公共団体の機関の名称

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する国又は地方公共団体の機関の名称を明らかにさせなければならない。具体的には、例えば、「総務省」、「〇〇市長」などが該当する。

なお、国の機関には、国のすべての行政機関のほか、国会及び裁判所が含まれ、地方公共団体の機関には、執行機関、附属機関のほか、議会も含まれる。

B 請求事由

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ請求者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

ただし、当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、①法令で定める事務の遂行のために必要である旨、②その根拠となる法令の名称及び③請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由を明らかにすることにより、請求事由を明らかにすることに代えることができる。

C 閲覧者の職名及び氏名

閲覧者の職名については、具体的には、例えば「△△課課長補佐」、「△△課係長」などと記載させることが適当である。

D 請求に係る住民の範囲

閲覧を請求する住民の範囲は、町・字の区域等により可能な限り限定させることが適当である。

E 法令で定める事務の責任者の職名及び氏名

法令で定める事務の責任者とは、住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要となる事務を所掌する国又は地方公共団体の内部におかれる組織の長が該当し、具体的には「〇〇市△△課長」と記載させることが適当である。

(イ) 請求に際して明らかにさせなければならない事項を明らかにさせる手続（法第11条第2項、住民票省令第1条第2項）

(ア)に掲げる事項は、公文書により明らかにさせなければならない。

また、(ア)に掲げる事項については、原則として請求に係る公文書の記載、公印等により判断すれば足りるが、請求に係る公文書の記載等のみからでは、記載されている事項等に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

また、このような確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

(ウ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第6条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第5-10によるものとする。

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、住民基本台帳のうち氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所に係る部分の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村長にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所を記載した書類）を作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手続、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない（住民票省令第1条第3項）。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎

重に行うことが適当である。

また、職員証等の証明書に本人の顔写真が貼付されていない場合や、口頭での補足質問では不十分な場合など、窓口に来た者が申請の際に明らかにされた閲覧者であるか疑わしい点があるなど、特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

ウ 公 表

市町村長は、毎年少なくとも1回、法第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。公表の形式は、適宜の形式によることとして差し支えないが、市町村のホームページへの掲載が望ましい。

(ア) 当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称

(イ) 請求事由の概要

(ウ) 閲覧の年月日

(エ) 閲覧に係る住民の範囲

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 申出の受理

(ア) 申出に際して明らかにさせなければならない事項

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出をする個人又は法人に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない（法第11条の2第2項及び住民票省令第2条）。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

A 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

申出者の氏名については、申出の意思を明らかにさせるため、自署（申出者が法人の場合にあっては、法人の代表者印の押印を含む）を求めることが適当である。

B 閲覧事項の利用の目的

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申し出る理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ申出者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、申出書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

C 閲覧者の氏名及び住所

D 閲覧事項の管理の方法

閲覧事項の保管の方法や、当該事項の廃棄の方法・時期等を明らかにさせることが適当である。

E 申出者が法人の場合にあっては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

申出者が法人の場合にあっては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにさせる必要がある。具体的には、「〇〇部」、「〇〇課」などの部署名を記載させることが適当であるが、具体の個人名を列挙しても差し支

えない。

F 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

調査研究の成果を公表するか否か、公表する場合にはその公表の方法等を明らかにさせることが適当である。

G 申出に係る住民の範囲

(1)ーアー(ア)ーDに準じて取り扱う。

H 法第11条の2第1項各号に掲げる活動の責任者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、当該責任者の役職名及び氏名）

(1)ーアー(ア)ーEに準じて取り扱う。

I 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の実施体制

法第11条の2第1項第1号に掲げる調査研究に従事する者の所属する部署、人数等を記載させることが適当である。

J 委託を受けて住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行う場合にあつては、委託者の氏名又は名称及び住所

(イ) 申出に際して明らかにさせなければならない事項を明らかにさせる手続（法第11条の2第2項、住民票省令第2条第1項）

(ア)に掲げる事項は、文書により明らかにさせなければならない。また、(ア)に掲げる事項を明らかにさせるため、市町村長が適当と認める書類を併せて提出させることが適当である。なお、市町村長が適当と認める書類としては、例えば、以下に掲げる書類が考えられる。

- ・法人登記、事業所概要
- ・大学の委員会又は学部長による証明書
- ・プライバシーマークが付与されていることを示す書類
- ・閲覧事項を、申出の際に明らかにした利用の目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、(1)ーイに記載するとおり、住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手続、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者に住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示させなければならない（住民票省令第2条第3項）。

(ア) 個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものであって、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。以下同じ。）であつて、閲覧者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電

気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇(ひ)護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

(イ) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

市町村長が適当と認める書類とは、(ア)の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の資格確認書、各種年金証明書等が考えられる。また、市町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

ウ 閲覧事項取扱者

申出者が個人である場合は、通常、申出者及び閲覧者のみが閲覧事項を取り扱うことができる。しかし、これらの者以外に、特に閲覧事項の取扱いをさせる必要がある場合に、申出者に個人閲覧事項取扱者を指定させることができる。個人閲覧事項取扱者の指定の申出があった場合には、指定を受けようとする者の氏名及び住所の申出をさせる必要がある。当該申出を受けた市町村長においては、申出者及び閲覧者以外に閲覧事項を取り扱わせることが必要である旨の申出に相当な理由があると認める場合には、当該申出を承認することとする(法第11条の2第3項、第4項)。

申出者が法人である場合においては、申出時に法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにすることとされているが、当該法人はこの範囲に属する者の中から、閲覧事項を取り扱うものを指定することとされており、それ以外の者には、閲覧事項を取り扱わせてはならない(法第11条の2第5項)。

エ 申出者の適正管理義務等

申出者に対しては、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講ずる義務が課されており、申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者に対しては、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならないとされている(法第11条の2第6項、第7項)。

オ 市町村長による勧告

偽りその他不正の手段による閲覧(申出者が閲覧者に偽りその他不正の手段により閲覧をさせた場合を含む。)、目的外利用・第三者提供の禁止に対する違反があった場合、法第51条の規定により過料が科されるものであるが、その状態が放置されたり、又は、その違法行為に引き続いて、さらに違法行為が行われるおそれがあるなど、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときには、市町村長は当該違反行為をした者に対し、閲覧事項が利用目的以外の目的で、利用又は提供されないようにするための措置

を講ずることを勧告することができる（法第11条の2第8項）。

なお、勧告の対象者には、当該偽りの閲覧をした者や違反行為をした者のほか申出者も含まれている。

カ 勧告に係る措置を講じない者に対する命令

オの市町村長による勧告を受けた申出者又は違反行為をした者が正当な理由なく、その勧告に係る措置を講じなかった場合であって、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、市町村長はその者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる（法第11条の2第9項）。

なお、この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第46条）。

キ 市町村長による命令

例えば勧告を経る時間的余裕がない場合など、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときには、勧告を経ることなく、申出者や違反行為をした者に対して直ちに命令を発することができる（法第11条の2第10項）。

なお、この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第46条）。

ク 報告徴収

市町村長は、閲覧事項の適切な管理がなされていないおそれがあるとき、目的外利用、第三者提供がなされているおそれがあるとき、勧告を行う前において現状を確認するとき、勧告に従ったかどうかを確認する必要があるとき、命令を行う前において現状を確認する必要があるときなどにおいては、申出者に対し、必要な報告を求めることができる（法第11条の2第11項）。

なお、この報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第47条）。

ケ 公 表

市町村長は、毎年少なくとも1回、法第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、次に掲げる事項を公表するものとする（法第11条の2第12項、住民票省令第3条）。公表の形式は、適宜の形式によることとして差し支えないが、市町村のホームページへの掲載が望ましい。

(ア) 申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）

(イ) 利用目的の概要

(ウ) 閲覧の年月日

(エ) 閲覧に係る住民の範囲

4 住民票の写し等の交付

住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び

住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる（法第12条第1項）。この請求は、請求者の氏名及び住所、請求の対象とする者の氏名（請求の対象とする者が旧氏等記載者の場合にあつては氏名又は旧氏及び名、外国人住民の場合にあつては氏名又は通称）などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条第2項、令第30条の14第8項、令第30条の16第7項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条第3項）。この場合、現に請求の任に当たっている者が、請求者の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、市町村長に対し、請求者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条第4項）。なお、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条第6項）。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民票コード及び個人番号の記載を省略した住民票の写し等の交付を請求することができる（法第12条の2第1項）。この請求は、請求をする国又は地方公共団体の機関の名称、請求の対象とする者の氏名（請求の対象とする者が旧氏等記載者の場合にあつては氏名又は旧氏及び名、外国人住民の場合にあつては氏名又は通称）及び住所、請求事由などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条の2第2項、令第30条の14第8項、令第30条の16第7項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の2第3項）。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、住民票の写しで一定の事項のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に住民票の写し等を交付することができる（法第12条の3第1項）。

また、市町村長は、特定事務受任者（弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。以下同じ。）から、受任している事件又は事務の依頼者が、前記の①から③に掲げる者に該当することを理由として、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に住民票の写し等を交付することができる（法第12条の3第2項）。これらの申出は、申出者の氏名及び住所、申出の対象とする者の氏名（申出の対象とする者が旧氏等記載者の場合にあつては氏名又は旧氏及び名、外国人住民の場合にあつては氏名又は通称）及び住所、利用の目的、特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条の3第4項、令第30条の14第8項、令第30条の16第7項）、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の3第5項）。この場合、現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人

であるときその他申出者と異なる者であるときは、市町村長に対し、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条の3第6項）。

また、住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで戸籍の表示、個別事項、任意事項並びに通称の記載及び削除に関する事項の記載を省略したものの交付を請求することができるが（法第12条の4第1項、令第30条の14第8項、令第30条の16第7項）、交付地市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条の4第6項で準用する第12条第6項）。

住民票の写し等の交付の請求又は申出に当たっては、請求又は申出をする者に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書又は申出書の様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

(イ) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A 請求者の氏名及び住所

請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署を求めることが適当である。

ただし、請求者自らが現に請求の任に当たっていない場合には、現に請求の任に当たっている代理人その他の者が記載することで差し支えない。

また、請求書において「本人」、「本人と同一の世帯に属する者」を具体的に明らかにさせる必要がある。これらの字句をあらかじめ請求書に印刷しておき、該当するものを○で囲む方法でも差し支えない。

B 現に請求の任に当たっている者の氏名及び住所

現に請求の任に当たっている者が、請求者の代理人その他請求者と異なるときは、請求の任に当たっている者の氏名及び住所を明らかにさせ、自署を求めることが適当である。

なお、請求者が請求の任に当たっている場合には省略させることが適当である。

C 請求対象者の氏名

氏名（旧氏等記載者にあつては氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあつては氏名又は通称）のほか、索引の便に供するため、世帯主の氏名を明らかにさせることが適当である。

D 請求事由

AからCまでに掲げる事項を明らかにして請求する場合には請求事由を明らかにさせることを要しないが、配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合その他市町村長が法第12条第6項の規定に基づき請求を拒むかどうかを判断するために特に必要があると認める場合には、請求事由を明らかにさせる（法第

12条第2項第4号及び住民票省令第4条第2項第1号)。なお、その他市町村長が請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合としては、ストーカー行為等の被害者に係る請求である場合等が考えられる。

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる(法第12条第3項並びに住民票省令第5条第1号及び第2号)。

A 個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等であって、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類(有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。)を提示する方法

官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇(ひ)護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は本人であることを説明させる方法その他の市町村長が適当と認める方法

市町村長が適当と認める書類とは、Aに掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の資格確認書、各種年金証書等が考えられる。また、市町村長の判断により、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

本人であることを説明させる方法としては、同一世帯の住民基本台帳の記載事項(世帯構成、同一世帯の者の生年月日等)について口頭で陳述させることなどが考えられる。

上記のほか、市町村長が適当と認める方法としては、番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信(番号利用法第18条の3第1項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。)を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認(番号利用法第18条の4第1項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。)を行うことが考えられる。

市町村長が適当と認めることができるのは、Aに掲げる方法に準ずる方法であり、

これと同水準の本人である旨の心証形成が必要なため、このように補充的に確認のための行為を積み重ねることが適当である。

証明書等の提示又は提出があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行うことが適当である。

さらに、これらの本人確認方法に併せて、必要に応じ、現に請求の任に当たっている者が、当該市町村の住民である場合には当該市町村の住民基本台帳と照合して本人確認を行い、代理人又は使者であって当該市町村以外の市町村の住民である場合には住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して本人確認を行うことが考えられる。

本人確認を行った際には、本人確認ができた旨及び提示させた証明書等の種類等を請求書の余白に記載する方法、提示させた証明書等を複写し請求書に貼付する方法等により、本人確認の結果を記録することが適当である。

(ウ) 現に請求の任に当たっている者が請求者の代理人又は使者である場合に、その権限を以下のいずれかの方法により明らかにさせる（法第12条第4項及び住民票省令第6条）。

A 現に請求の任に当たっている者が法定代理人の場合には、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

当該市町村において管理する戸籍簿で法定代理人であることが確認できる場合は、必ずしも書類の提出を求めなくともよいが、戸籍簿で確認できた旨を請求書の余白に記載することが適当である。

B 現に請求の任に当たっている者が任意代理人又は使者である場合には、委任状を提出する方法

委任状に請求者の自署を求めることにより、任意代理人又は使者であることの資格を確認することが適当である。

C やむを得ない理由によりA又はBの書類を提示し、又は提出することができない場合には、請求者の依頼により又は法令の規定により請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が適当と認める方法

請求者の依頼により又は法令の規定により請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法としては、窓口において、代理人又は使者であることを確約する旨記載した書類を作成し、提出させることなどが考えられる。

また、親族や本人と同一住所ではあるが別世帯の者による請求については、口頭で質問を行い、これに対して陳述させた結果、市町村長において、同一の世帯に属する者と同様に取り扱うことができると認めた場合には、必ずしも委任状の提出を求めず、このように確約した書類で代替してもよい。

さらに、このような書類の提示又は提出があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、電話により請求者本人を通話口呼び出し、口頭で依頼の事実を確認するなど、補充的に代理権限等の確認のための行為を積み重ねることが適当である。市町村長が適当と認めることができるのは、A及びBに掲げる方法に準ずる方法で

あり、これらと同水準の代理権等を有する旨の心証形成が必要なためである。

なお、AからCまでの方法による代理人又は使者の権限確認に加え、必要に応じ、請求者本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求めることができる（住民票省令第6条柱書後段）。この場合の本人確認書類については、(イ)－A又はBに掲げる書類に準ずることが適当である。

- (エ) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)及び(イ)のほか第5－10によるものとする。
- (オ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票コードを記載した住民票の写し等の交付請求については、住民票コードには、法第30条の37及び第30条の38において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられ、秘密保持義務によって保護されていること等から、住民票コードを記載した住民票の写し等の交付に当たっては、慎重に取り扱うことが適当であり、本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。ただし、同一の世帯に属する者以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない）であっても、(ウ)により、代理権を有することが確認できる書類を付して請求を行うことができる。この場合、住民票コードの性格にかんがみ、代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所あてに郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により送付する方法が適当である。
- (カ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る個人番号を記載した住民票の写し等の交付請求については、個人番号には、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること等から、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、個人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することとするとともに本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。

ただし、同一世帯の者以外の代理人であっても、以下のいずれかに該当する場合には、当該代理人に対して、交付して差し支えない。

- A 15歳未満の者の法定代理人又は成年後見人からの請求であって、(ウ)－Aにより、本人の法定代理人である旨を確認できた場合。
- B 保佐人、補助人又は任意後見人からの請求であって、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類により、個人番号を記載した住民票の写しの受領について代理権を有していると認められる場合。

例えば、代理行為目録に、住民票の写し及び個人番号関連書類の受領が定められている場合や、住民票の写しの受領のみ定められているが、個人番号を記載した住民票の写しを利用する行為（預貯金の新規口座開設など）が代理行為目録に定められている場合などが考えられる。

なお、上記以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない。）であっても、(ウ)により、代理権を有することが確認できる書類を付して請求を行うことができ

るが、この場合、個人番号の性格に鑑み、代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所あてに郵便等により送付する方法が適当である。

イ 作成

- (7) 住民票の写し等を交付するに当たっては、特にその住民票が正確であるかどうかについて留意する。したがって、
- A 届出、通知等により修正、消除等をすべき住民票を未処理のまま、その住民票の写し等を交付するようなことのないようにする。
 - B 日本の国籍を有する者について、再製した住民票について戸籍と未照合であるため戸籍の表示の記載に誤りのある疑いがある等の住民票については、調査をし、職権による修正等の措置を講じたうえで交付するのが建前であるが、やむを得ない場合においては、その旨を付記して交付する。
- (i) 住民票の写しは、特別の請求がある場合を除き、次の事項は省略してもよい。
- A 日本の国籍を有する者にあつては、法第7条第4号、第5号及び第8号の2から第14号（旧氏等を除く。）までに掲げる事項の全部又は一部
 - B 外国人住民にあつては、法第7条第4号、第8号の2及び第10号から第14号（通称を除く。）までに掲げる事項、国籍・地域並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項の全部又は一部
 - C 法第7条に規定する記載事項以外の事項
 - D 消除された従前の表示
- (ii) 住民票の写しは、事務処理の能率化及び誤記の防止の見地より、複写機又はプリンター等によることが便宜であるが、やむを得ない場合においては、手書き又はタイプライターによっても差し支えない。
- また、法第6条第3項の規定により住民票を磁気ディスクをもって調製している市町村において作成する、法第12条第1項の請求に対して交付する住民票に記載されている事項を記載した書類の様式及び規格については、標準化法に基づき、住民記録システムに必要とされる帳票要件の標準として、住民票の写しの様式が定められており（住民記録システムの標準化省令、住民記録システムの標準化告示）、これによること。
- なお、磁気ディスクをもって調製せず、紙で管理する住民票に係る用紙の様式は原本と同一とする。
- (e) 手書き又はタイプライターにより作成する場合で誤記又は遺漏による訂正、加入及び削除をした場合には、欄外に「何字訂正」、「何字加入」又は「何字削除」と明記してこれに職印を押す。
- (f) 世帯に属する全部の者の住民票の写しの請求があつた場合において、その住民票の写しが複葉にわたる場合には、当該複葉の住民票の写しの一体性を確保することができるよう適切な措置を講じる。世帯票の場合で空白の世帯員欄があるものを手書き又はタイプライターにより写しを作成したときは、末尾に記載された者の下に「以下余白」と記入することが適当である。
- (g) 世帯票の場合において、各人の記載事項を共通欄に記載することにより省略したとき又は先順位者との共通記載事項を略記しているときは、その省略又は略記事項が

明確にわかる方法で作成しなければならない。

- (キ) 住民票記載事項証明書の様式及び規格については、法定されていないが、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。

また、法第6条第3項の規定により住民票を磁気ディスクをもって調製している市町村において作成する、住民票記載事項証明書の様式及び規格については、住民票の写しに準じて取り扱う。なお、住民票記載事項証明書の交付を請求する者が自ら用紙を持参した場合については、原則としてこれに証明することとして差し支えない。

- (ク) 住民票記載事項証明書を作成する場合で誤記又は遺漏による訂正、加入及び削除をした場合には、(エ)に準じて取り扱う。
- (ケ) 住民票の写しの交付の請求があった場合においても、その請求事由等から住民票記載事項証明書によって十分その目的が達成できると判断される場合にあっては、請求者の了解を得た上でできるだけ住民票記載事項証明書により対処することが適当である。
- (コ) 外国人住民に係る住民票であつて、通称の記載及び削除に関する事項の記載があるものの写しの請求があった場合において、その住民票の写しが複葉にわたる場合には、当該複葉の住民票の写しの一体性を確保することができるよう適切な措置を講じる。

ウ 交 付

- (7) 住民票の写しを交付する場合には、その住民票の写しの末尾又は裏面に原本と相違ない旨（以下「認証文」という。）を記載する（令第15条）とともに、作成の年月日を記入して記名押印をする。

認証文は、次の例によることが適当である。

A 世帯全員の場合

「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」

B その他の場合

「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」

- (4) 住民票記載事項証明書を交付する場合には、その証明書に記載された事項が住民票に記載された事項と相違ない旨を記載するとともに、作成の年月日を記入して記名押印をする。

② 郵便等による請求の場合

ア 請求の受理

- (7) 法第12条第7項の規定に基づき、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合は、請求書において、①-ア-ア(ア)に掲げる事項のほか、請求者の住所以外の場所に送付を求めるときは、その理由及び送付すべき場所を明らかにさせる（法第12条第7項並びに住民票省令第4条第2項第2号及び第7条）。

なお、送付された書面の記載のみでは必要な事項が具体的に明らかにならない場合やこれらの事項に疑義がある場合には、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って内容を補足するなど慎重に取り扱うことが適当である。

請求者の住所以外の場所への送付は、いかなる場所でもよいわけではなく、請求者

に直接手交した場合と同様に評価できる場所に限り送付することが適当である。

このため、理由を厳格に審査し、必要であるときは、送付場所を確認できる資料の送付や提出などを求める。

送付場所の例としては、請求者の勤務先、(ウ)により代理人の権限が明らかにされ、心証が形成された場合の代理人の住所などが考えられる。

- (イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについては、①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写しを送付し、現に請求の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が①－ア－(イ)に準ずるものとして適当と認める方法により、明らかにさせる（住民票省令第5条第3号）。

また、書類の写しの送付があった場合でも必要と判断される場合は、適宜、電話により、現に請求の任に当たっている者を通話口呼び出し、口頭で質問を行うなど、補充的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。市町村長が適当と認めることができるのは、①－ア－(イ)－A及びBに掲げる方法に準ずる方法であり、これらと同水準の本人である旨の心証形成が必要なためである。

- (ウ) 現に請求の任に当たっている者が請求者の代理人である場合に、①－ア－(ウ)の方法に準じて、その権限を明らかにさせる。

イ 作成

作成については、①－イに準じて取り扱う。

ウ 交付

- (ア) 郵便等による請求に対する住民票の写し等の交付の方法については、住民票に記載された請求者の住所あて郵便等により行うことを原則とする。

ただし、ア－(ア)により、請求に際して、別に送付場所が明らかにされた場合において、理由及び送付場所が正当と認められるときは、請求者の住所以外の場所あてに行うことができる。

- (イ) その他交付については、①－ウに準じて取り扱う。

③ ファクシミリによって伝送された請求書による請求の場合

ア 請求の受理

- (ア) 市町村長は、次に掲げる要件を満たす場合において住民票の写し等の交付の請求を行えるものとしてあらかじめファクシミリを指定したときには、請求者が当該ファクシミリを使用して行った住民票の写し等の交付請求（以下「ファクシミリによる請求」という。）を受理することができる。

A 手数料が確実に納入されること

B ファクシミリによる請求のもととなった書類（以下「原請求書」という。）を市町村長が受け取ることができること

- (イ) 原請求書においては①－ア－(ア)に掲げる事項を明らかにさせる。

イ 作成

作成については、①－イに準じて取り扱う。

ウ 交付

- (ア) ファクシミリによる請求に対する住民票の写し等の交付の方法については、住民票に記載された請求者の住所あて郵便等により行うことを原則とする。

(イ) その他交付については、①ーウに準じて取り扱う。

④ 請求者識別カードによる請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 市町村長は、必要と認める場合には、請求者が市町村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に請求者識別カード（請求者を識別するための磁気又は集積回路を付したカードで、市町村長が申請に基づいて住民基本台帳に記録されている者に対して交付するものをいう。以下同じ。）及び請求者暗証番号（請求者識別カードの不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、請求者識別カードの交付を受ける者が市町村長に届け出たものをいう。）を使用して入力することによって行った住民票の写し等の交付請求（以下「請求者識別カードによる請求」という。）を受理することとすることができる。

(イ) 請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名（旧氏等記載者にあつては、氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあつては氏名又は通称）及び住所については、請求者識別カードによる入力により明らかにさせるものとし、請求書は要することとせず、エの記録をもって替えることとする。

イ 作成

(ア) あらかじめ作成したプログラムに従って、請求の審査及び住民票の写し等の作成を行う。

(イ) 住民票の写しの記載の省略については、①ーイー(イ)に準じて取り扱う。

(ウ) 世帯に属する全部の者の住民票の写しの請求があつた場合において、その住民票の写しが複葉にわたる場合については、①ーイー(ウ)前段に準ずる。

(エ) 世帯票の場合において、各人の記載事項を共通欄に記載することにより省略したとき又は先順位者との共通記載事項を略記しているときの取扱いは、①ーイー(カ)に準ずる。

(キ) 住民票記載事項証明書の様式及び規格については、①ーイー(キ)に準ずる。

ウ 交付

(ア) 住民票の写しを交付する場合については、①ーウー(ア)に準ずる。

(イ) 住民票記載事項証明書を交付する場合については、①ーウー(イ)に準ずる。

(ウ) 住民票の写し等の交付の方法は、端末機からの出力による。

エ 交付状況の記録

住民票の写し等の交付の状況を記録しておくことが適当である。

オ 個人番号カードの請求者識別カードとしての利用

番号利用法第18条の条例において個人番号カードを請求者識別カードとして利用することができる旨を規定している市町村の市町村長は、個人番号カードの交付を受けている者から当該個人番号カードを請求者識別カードとして利用する旨の申請があつたときは、請求者識別カードの交付に代えて、当該個人番号カードを請求者識別カードとして利用することを認めるものとする。この場合において、カード技術基準第1-4の基本利用領域その他の領域とは独立したカード技術基準第1-12の条例等利用領域又は磁気テープに請求者識別カードとして必要な事項を記録する。

⑤ 電子情報処理組織を使用した請求の場合

ア 請求の受理

(7) 市町村長は、電子情報処理組織（市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第5-5-(1)-オ及び(2)-エを除き、以下同じ。）を使用して行った住民票の写し等の交付請求（以下「電子情報処理組織を使用した請求」という。）を受理することができる（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項）。

(イ) ①-ア-(7)に掲げる事項を請求者の使用に係る電子計算機から入力して明らかにさせる（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「主務省令」という。）第4条第1項）。

(ウ) 入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が情報通信技術活用法第6条第1項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証することができるものに限る。以下「電子証明書」という。）のいずれかと併せてこれを送信させることにより、請求の意思を確認する（主務省令第4条第2項）。

A 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書及び第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。以下同じ。）

B 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

C 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(エ) なお、送信された事項のみでは請求事由等が具体的に明らかにならない場合等、これらの事項に疑義がある場合には、住民票の写し等を交付すべきでないことはいうまでもない。

イ 作成

作成については、①-イに準じて取り扱う。

ウ 交付

(7) 電子情報処理組織を使用した請求に対する住民票の写し等の交付の方法については、請求者の住所あて郵便により行う。

(イ) その他交付については、①-ウに準じて取り扱う。

⑥ 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求書による請求の場合

ア 請求の受理

(7) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A 請求者の氏名及び住所

請求者の自署については、①－ア－(ア)－Aに準じて取り扱う。

B 請求者の住民票コード又は請求者の出生の年月日及び男女の別

請求者が個人番号カードを提示した場合は、当該個人番号カードから住民票コードを読み出すので、請求者の住民票コードについては明らかにさせることを要しない（規則第4条第1項）。この場合において、市町村職員は、当該読み出した住民票コードを請求書に記載する。

C 請求に係る住民の氏名（旧氏等記載者にあつては氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあつては氏名又は通称）及び住所

(イ) 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求が認められるのは、請求者が本人又は本人と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求する場合に限られるので、請求事由については明らかにさせることを要しない（法第12条の4第6項で準用する第12条第2項）。

(ロ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法については、①－ア－(イ)－Aに準じて取り扱う。

個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、個人番号カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、個人番号カードについては、個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

(ハ) 本人以外の者による請求については、本人と同一の世帯に属する者が本人の個人番号カードを提示し、代理権の授与等がなされていることを暗証番号の照合により確認することができた場合に限り、当該請求を受理することが適当である。

イ 作成

(ア) 交付地市町村長は、住所地市町村長に第5－1－ウの事項を通知する。

(イ) 住所地市町村長は、交付地市町村長に第5－1－エの事項を通知し、交付地市町村長は、当該通知に基づき住民票の写しを作成する（令第15条の4第1項）。

住民票の写しを交付するに当たっては、特にその住民票が正確であるかどうかについて留意する必要があるので、届出、通知等により修正、消除等をすべき住民票が未処理のままである場合等においては、住所地市町村長は、その旨を交付地市町村長に連絡することにより、当該住民票の写しを交付するようなことのないようにする。

(ロ) (イ)の通知の際に、氏名、住所等において桁あふれ、外字等の事由により通知事項の欠落が生じる場合は、住所地市町村長は、当該部分を交付地市町村長に連絡し、交付地市町村長は当該部分を手書きにより補正し、「何字加入」等と明記してこれに職印を押す。ただし、住所地市町村長は、交付地市町村長に連絡することにより、当該住民票の写しを交付しないこととすることができる。

(ハ) 交付地市町村長が作成する住民票の写しは、法第7条第5号に掲げる事項（外国人

住民を除く。)、第9号から第11号の2までに掲げる事項(個別事項。外国人住民にあつては、第10号から第11号の2までに掲げる事項。)及び第14号に掲げる事項(任意事項。旧氏等記載者にあつては、旧氏等を除く。通称の記載及び削除に関する事項が住民票に記載されている外国人住民にあつては、任意事項並びに通称の記載及び削除に関する事項。)の記載を省略したものを交付するとされているが、特別の請求がある場合を除き、法第7条第4号、第8号の2及び第13号に掲げる事項(外国人住民にあつては、法第7条第4号、第8号の2及び第13号に掲げる事項、国籍・地域並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項)については、省略してもよい。

特に、住民票コードについては、法第30条の37及び第30条の38において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられているところであり、また、秘密保持義務によって保護されていること等から、請求者が特別の請求を行った場合であっても、交付地市町村長は、これらの規定の趣旨を請求者に十分説明し、その理解を得て、できる限り、住民票コードの記載を省略した住民票の写しを交付することが適当である。

また、個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること等から、請求者が特別の請求を行った場合であっても、交付地市町村長は、これらの規定の趣旨を請求者に十分説明し、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、その理解を得て、個人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することが適当である。

(カ) 交付地市町村長が作成する住民票の写しの様式は、次のとおりとし、その規格はA4判(210mm×297mm)とする。この場合において、その住民票の写しが複葉にわたる場合には、当該複葉の住民票の写しの一体性を確保することができるよう適切な措置を講じる。また、空白の住民欄があるときは、末尾に記載された者の下に「以下余白」と記入する。

ウ 交 付

交付地市町村長が住民票の写しを交付する場合には、その住民票の写しの末尾に住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものである旨を記載する(令第15条の4第2項)とともに、作成の年月日を記入して記名押印をする。

この記載は、次の例によることが適当である。

A 世帯全員の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている世帯全員の事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

B その他の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

(2) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

(7) 次に掲げる事項を公文書である請求書において明らかにさせる。ただし、公文書と一体と認められる形式であれば足り、必ずしも公文書の書面上にすべての事項が記載されなくてもよい（法第12条の2第2項及び住民票省令第8条）。

A 請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

具体的には、例えば、「総務省」、「〇〇市長」などが該当する。

なお、国の機関には、国のすべての行政機関のほか、国会及び裁判所が含まれ、地方公共団体の機関には、執行機関、附属機関のほか、議会も含まれる。

B 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名

「〇〇市△△課長」等具体的に明らかにさせる必要がある。

C 請求対象者の氏名（旧氏等記載者にあつては、氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあつては氏名又は通称）及び住所

D 請求事由

遂行する法令で定める事務を含め、具体的に明らかにさせることとし、内容が明確でない場合には、必要に応じ、適宜、請求の任に当たっている職員に質問等を行い、その内容につき確認する。

確認をした際には、確認ができた旨及び確認の方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

★★★別3★★★

なお、請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものについては、請求事由を明らかにすることが困難な理由、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称を明らかにさせる。

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる（法第12条の2第3項並びに住民票省令第9条第1号及び第2号）。

A 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示する方法

B Aの書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、又は提出する方法

市町村長が適当と認める書類については、(1)－①－ア－(イ)－Aに準じて取り扱う。

国又は地方公共団体の機関の請求の場合、通常、Aに掲げる方法で足りるものであり、公文書も提出されることから、A及びB以外のその他の方法は考えなくてよい。

なお、請求書の記載等から職員の職名に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、その者の所属する官公署に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

本人確認を行った際には、本人確認ができた旨及び提示させた証明書等の種類等

を請求書の余白に記載する方法、提示させた証明書等を複写し請求書に貼付する方法等により、本人確認の結果を記録することが適当である。

イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱う。

ウ 交付

交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

② 郵便等による請求の場合

ア 請求の受理

(7) 法第12条の2第5項の規定に基づき、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合は、①－ア－(7)に掲げる事項のほか、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地を明らかにさせる（法第12条の2第5項及び住民票省令第8条第2項第2号）。

なお、送付された書面に記載された所在地が誤っている場合等、これらの事項に疑義がある場合には、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って内容を補足、修正する等慎重に取り扱うことが適当である。

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについては、①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写しを送付する方法その他の市町村長が適当と認める方法により、明らかにさせる（住民票省令第9条第3号）。

書類の写しの送付があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、電話により、現に請求の任に当たっている者を通話口に呼び出し、口頭で質問を行うなど、補充的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。市町村長が適当と認めることができるのは、①－ア－(イ)－A及びBに掲げる方法に準ずる方法であり、これらと同水準の本人である旨の心証形成が必要なためである。

なお、公文書に現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名が記載されている場合など、公文書の記載内容から、現に請求の任に当たっている者について、①－ア－(イ)－A又はBに掲げる方法によった場合と同水準の本人である旨の心証形成が得られる場合には、①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写しの送付を要さないものとして取り扱うことが適当である。

イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱う。

ウ 交付

(7) 郵便等による請求に対する住民票の写し等の交付の方法については、国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地あて郵便等により行う。

(イ) その他交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(7) 次に掲げる事項を申出書において明らかにさせる（法第12条の3第4項）。

A 申出者の氏名及び住所

申出者の氏名については、申出の意思を明らかにさせるため、自署（申出者が法

人の場合にあつては、法人の代表者印の押印を含む)を求めることが適当である。ただし、申出者自らが現に申出の任に当たっていない場合には、現に申出の任に当たっている代理人その他の者が記載することで差し支えない。

申出者が法人である場合には、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を明らかにさせる。

この場合において、申出者が弁護士法人その他の法第12条の3第3項に挙げられる法人であるときは、代表者又は管理人は、法人一般に係る代表者又は管理人と解する必要はなく、その申出に係る業務に関して主として執行責任を有している弁護士等を指すものとして、これらの者の氏名の記載や押印等を求める対応で差し支えない。

主たる事務所とは、その申出に係る業務に関して主要なものの意味であり、本店、支店、営業所、事業所等が含まれるものと解して差し支えない。

B 現に申出の任に当たっている者の氏名及び住所

現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人その他申出者と異なるときは、申出の任に当たっている者の氏名及び住所を明らかにさせ、自署を求めることが適当である。

なお、申出者が現に申出の任に当たっている場合には省略させることが適当である。

C 申出対象者の氏名（旧氏等記載者にあつては氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあつては氏名又は通称）及び住所

D 利用の目的

利用の目的は、法第12条の3第1項各号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するために明らかにさせる。したがって、例えば「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要する。

具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合は、提出すべき国又は地方公共団体の機関及び提出を必要とする理由、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は、住民票の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を明らかにさせることが考えられる。

また、必要に応じて、疎明資料を提示又は提出させることにより、事実確認を行うことが適当である（住民票省令第10条第1項後段）。

なお、法第12条の3第1項各号に該当する正当な理由が認められるものの例としては、

- ・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）が債権の回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合
- ・債務者（生命保険会社、企業年金等）が債務の履行（満期となった生命保険金、年金等の支払い）のために債権者本人（被保険者、年金受給者等）の住民票の写

しを取得する場合

- ・相続手続や訴訟手続などに当たって法令に基づく必要書類として関係人の住民票の写しを取得する場合
 - ・日本放送協会、日本下水道事業団等の特殊法人等の役員又は職員が、その法人等の法令による事務を円滑に遂行するために関係者の住民票の写しを取得する場合
 - ・特殊法人等が公共用地の取得のために関係人の住民票の写しを必要とする場合
 - ・学術研究等を目的とする機関が、公益性の観点からその成果を社会に還元するために、疫学上の統計データを得る目的で、ある母集団に属する者を一定期間にわたり本人承諾等の下で追跡調査する必要がある場合
 - ・弁護士等が法令に基づく職務上の必要から、特定事務受任者としてではなく、自らの権限として関係人の住民票の写しを取得する場合
- などが挙げられる。

このうち、弁護士が正当な理由を有する場合の具体的な例としては、以下のよう
な業務が挙げられる。

- ・刑事に関する事件における弁護人としての業務
- ・少年の保護事件又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第3条に規定する処遇事件における付添人としての業務
- ・逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務
- ・人身保護法（昭和23年法律第199号）第14条第2項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務
- ・人事訴訟法（平成15年法律第109号）第13条第2項及び第3項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務
- ・民事訴訟法（平成8年法律第109号）第35条第1項に規定する特別代理人としての業務

(イ) 現に申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法については、
(1)－①－ア－(イ)に準じて取り扱う（住民票省令第11条第1号）。

(ウ) 現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人又は使者である場合には、(1)－
①－ア－(ウ)に準じて、その権限を明らかにさせる（住民票省令第12条）。

申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たっている者が法人の代表者のときは代表者の資格証明書を、代表者以外の者のときは代表者が作成した委任状又は社員証を提出させる等、法人と現に申出の任に当たっている者との関係を明らかにさせることが適当である。

なお、申出者が弁護士等の場合において、弁護士等の事務補助者又は弁護士等の事務所に所属する事務補助者であることを証する書類により、当該弁護士等と現に申出の任に当たっている者との関係が明らか場合は、このような事務補助者証によって権限が確認されたものとして差し支えない。

(エ) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第5－10によるものとする。

イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱うが、法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる基礎証明事項（旧氏等記載者にあつては法第7条第1号及び第1号の2に掲げる事項並びに旧氏等並びに同条第2号、第3号及び第6号から第8号まで、外国人住民にあつては法第7条第1号に掲げる事項及び通称、同条第2号、第3号、第7号及び第8号に掲げる事項並びに法第30条の45に規定する外国人住民となった年月日）のみを表示させることとする。ただし、ア－(ア)－Dの利用目的を達成するため、住民票コード及び個人番号以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があつた場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

ウ 交付

交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

② 郵便等による申出の場合

ア 申出の受理

(ア) 法第12条の3第9項の規定に基づき、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合は、申出書において、①－ア－(ア)に掲げる事項のほか、申出者の住所（申出者が法人である場合にあつては主たる事務所の所在地）以外の場所に送付を求めるときは、その理由及び送付すべき場所を明らかにさせる（住民票省令第10条第2項）。

以上のほか、(1)－②－ア－(ア)に準じて取り扱う。

(イ) 現に申出の任に当たっている者が本人であることについては、当該者が、(1)－①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写しを送付し、現に申出の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が(1)－①－ア－(イ)に準ずるものとして適当と認める方法により、明らかにさせる。

また、申出者が法人の場合は、現に申出の任に当たっている者が当該法人の役職員又は構成員であるときは、(1)－①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写し及び当該法人の主たる事務所の所在地を確認するため市町村長が適当と認める書類を送付し、当該主たる事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が適当と認める方法により、明らかにさせる（住民票省令第11条第3号）。

なお、書類の写しの送付があつた場合でも必要と判断されるときは、適宜、電話により、現に申出の任に当たっている者を通話口呼び出し、質問を行うなど、補充的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。市町村長が適当と認めることができるのは、①－ア－(イ)－A及びBに掲げる方法に準ずる方法であり、これらと同水準の本人である旨の心証形成が必要なためである。

(ウ) 現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人である場合には、①－ア－(ウ)に準じてその権限を明らかにさせる（住民票省令第12条）が、社員証や事務補助者等の写しを送付する取扱いが適当である。

イ 作成

作成については、①－イに準じて取り扱う。

ウ 交 付

(7) 郵便等による申出に対する住民票の写し等の交付の方法については、申出者の住所（申出者が法人である場合にあつては主たる事務所の所在地）あて郵便等により行うことを原則とする。

ただし、ア－(7)により、申出に際して、別に送付場所が明らかにされた場合において、理由及び送付場所が正当と認められるときは、申出者の住所（申出者が法人である場合にあつては主たる事務所の所在地）以外の場所あてに行うことができる。

(イ) その他交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

③ 電子情報処理組織を使用した申出の場合

(1)－⑤に準じて取り扱う。

(4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(7) (3)－①－ア－(7)－AからDまでに掲げる事項のほか、

A 特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類

B 依頼者の氏名又は名称を申出書において明らかにさせる（法第12条の3第4項及び令第15条の2）。

この場合、申出が正当なものかどうかを判断するため、受任している事件又は事務の依頼者に係る利用目的を明らかにさせる必要がある。

具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合は、提出すべき国又は地方公共団体の機関及び提出を必要とする理由、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は、住民票の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を明らかにさせることが考えられる。

また、当該受任している事件又は事務についての業務が、次に掲げるものである場合には、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類を明らかにすれば足りる。

これらは、受任事件又は事務に紛争処理手続としての性格が認められるものであり、依頼者の権利行使等の意思は明確であり、関係する第三者に係る住民票の記載事項を利用して対外的に証明する必要性が典型的に存在する。

申出に際して、依頼者の氏名や名称を明らかにすれば、特定事務受任者の業務遂行に支障が生じたり、依頼者に係る保護すべき情報の存在が類推されてしまうなどのおそれがあるため、Bに掲げる依頼者の氏名又は名称を明らかにすることを不要としたものである。

・ 弁護士（弁護士法人を含む。）の場合は、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の6第1項各号に規定する代理業務を除く。）

・ 司法書士（司法書士法人を含む。）の場合は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第3号及び第6号から第8号までに規定する代理業務（同項第7号及

び第8号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第6号に規定する代理業務を除く。)

- ・土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）の場合は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第288号）第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務
- ・税理士（税理士法人を含む。）の場合は、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第1号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務
- ・社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）の場合は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の3に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第1号の4から第1号の6までに規定する代理業務（同条第3項第1号に規定する相談業務を除く。）
- ・弁理士（弁理士法人を含む。）の場合は、弁理士法（平成12年法律第49号）第4条第1項に規定する特許庁における手續（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手續（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第2項第1号に規定する税関長又は財務大臣に対する手續（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第2号に規定する代理業務、同法第6条に規定する訴訟の手續についての代理業務並びに同法第6条の2第1項に規定する特定侵害訴訟の手續についての代理業務（弁理士法人については、同法第6条に規定する訴訟の手續についての代理業務及び同法第6条の2第1項に規定する特定侵害訴訟の手續についての代理業務を除く。）

(イ) 現に申出の任に当たっている者が本人であることについて、(1)－①－ア－(イ)－Aに掲げる書類又は特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務補助者であることを証する書類を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによって申し出る方法その他の市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める方法により明らかにさせる（住民票省令第11条第2号）。

特定事務受任者であることを証する書類は、弁護士等の氏名、登録（会員）番号、事務所の名称及び所在地並びに発行主体が記載され、写真が貼付されているものとする。特定事務受任者の事務補助者であることを証する書類は、補助者の氏名、補助者を使用する弁護士等の氏名（又は補助者の所属する弁護士等の事務所の名称）、事務所の名称及び所在地並びに発行主体が記載され、写真が貼付されているものとする。これらの書類は、提示時点において有効なものに限るものとする。

ここで、住民票の写し等の交付を申し出る書類を発行する特定事務受任者の所属する会には、各地域単位の会のほか、全国単位の連合会も含まれるものである。

なお、弁護士による申出の場合に、弁護士が弁護士証を提示できないときは、これに代替するものとして、弁護士記章による確認方法についても、市町村長が準ずる方法として認めることが適当である。この場合、具体的には、弁護士会（日本弁護士連合会を含む。以下同じ。）が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認する

ことができる方法により公表していることを要するものとし、その上で、弁護士記事を提示させ、弁護士会発行の様式に記載された申出書の内容と合わせて弁護士の氏名及び事務所の所在地を確認するものとする。弁護士会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとは、弁護士の氏名及び事務所の所在地が弁護士会のホームページ上で公開され、かつ、弁護士の氏名からその所属事務所の所在地を検索できる場合を想定している。

(ウ) 現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人又は使者である場合には、(3)－①－ア－(ウ)に準じて、その権限を明らかにさせる（住民票省令第12条）。

(エ) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第5－10によるものとする。

イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱うが、法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる基礎証明事項（旧氏等記載者にあつては法第7条第1号及び第1号の2に掲げる事項並びに旧氏等並びに同条第2号、第3号及び第6号から第8号まで、外国人住民にあつては法第7条第1号に掲げる事項及び通称、同条第2号、第3号、第7号及び第8号に掲げる事項並びに法第30条の45に規定する外国人住民となった年月日）のみを表示させることとする。ただし、(3)－①－ア－(ア)－Dの利用目的を達成するため、住民票コード及び個人番号以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があつた場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

ウ 交付

交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

② 郵便等による申出の場合

ア 申出の受理

(ア) 法第12条の3第9項の規定に基づき、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合には、(3)－②－ア－(ア)に準じて取り扱う。

(イ) 現に申出の任に当たっている者が本人であることについては、(1)－①－ア－(イ)－Aに掲げる書類又は特定事務受任者であることを証する書類の写し及び特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものを送付し、当該特定事務受任者の事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法により、明らかにさせる（住民票省令第11条第4号）。

ここで、住民票の写しの交付を申し出る書類を発行する特定事務受任者の所属する会には、各地域単位の会のほか、全国単位の連合会も含まれるものである。

ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、(1)－①－ア－(イ)－Aに掲げる書類又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの送付は要しない。

特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、所属会のホームページ上で、会員の

氏名及び事務所の所在地が公開され、かつ、会員の氏名からその所属事務所の所在地を検索できる場合を想定している。

イ 作成

作成については、①ーイに準じて取り扱う。

ウ 交付

(ア) 郵便等による申出に対する住民票の写し等の交付の方法については、特定事務受任者の事務所の所在地あて郵便等により行うものとする。

(イ) その他交付については、(1)ー①ーウに準じて取り扱う。

③ 電子情報処理組織を使用した申出の場合

(1)ー⑤に準じて取り扱う。

5 住民票の改製および再製

(1) 住民票の改製（法第10条の2）

住民票は汚損したとき、消除又は修正された記載事項の多いとき等市町村長が必要と認めるときは、いつでも改製することができる。

また、市町村長は、事務処理の合理化を図る見地より、住民票の様式又は規格等を変更し、全部の住民票を改製することももとより差し支えない。

ア 新住民票に旧住民票の改製をする時点において、有効な記載事項のみを移記すれば足り、すでに修正または消除された事項は移記することを要しない（令第13条の2第1項）。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険または国民年金の被保険者の資格喪失年月日についても移記を省略してもよい。

イ 新住民票には、改製した旨およびその年月日を「〇年〇月〇日改製」の例により記入し、旧住民票は、改製した旨およびその年月日を「〇年〇月〇日改製につき消除」の例により記入のうえ消除する（令第13条の2第2項）。

ウ 住民票の一部を改製する場合についても上記に準ずる。

エ 本庁、支所又は出張所相互間の転居のため本来ならばその者の住民票を新住民票を管轄する事務所に移管すべき場合においても、旧住所地の住民票を消除し新住所地の住民票を新たに作成することとしても差し支えない。この場合においては旧住民票を転居届があった場合の取扱いの例によりその記載を修正するとともに、上記により改製するものとする。

オ 次に掲げる場合には、住民票の改製を行うことが適当である。

(ア) 戸籍法第11条の2第1項の規定により、申出により戸籍の再製が行われたとき。

(イ) 虚偽の届出若しくは錯誤による届出又は市町村長の過誤によりされた不実の記載が修正され、当該住民票に記載されている者から、当該修正に係る事項の記載のない住民票の改製の申出があったとき。

(2) 住民票の再製（令第16条）

住民票が火災、盗難その他の災害により滅失したときは、直ちに、職権でこれを再製しなければならない。

ア 住民票を再製する場合には、法第34条第2項の規定により調査をすることが適当である。

イ 住民票を再製する場合には、戸籍に関する事項についての記載は、戸籍又は法務局にある戸籍の副本と照合し、他市町村に本籍を有する者については戸籍に記載又は記録がさ

れている事項及び戸籍の附票の記載事項（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあつては、記録事項。以下同じ。）について照会し、その回答に基づいて行う。その他の記載事項についても、たとえば、日本年金機構または都道府県における国民年金の被保険者の資格に関する記録についての照会等の方法により確認したうえ、記載することが適当である。

なお、外国人住民に係る住民票を再製する場合には、氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域及び法第30条の45の表の下欄に掲げる事項について、出入国在留管理庁に照会する等の方法により確認して記載することが適当である。

ウ 再製した住民票には、再製の日および滅失により再製の旨を「〇年〇月〇日滅失により再製」の例により記入する。

エ 住民票を再製したときは、その旨を告示するとともに、その告示をした日から15日間当該住民票（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）を関係者の縦覧に供さなければならない（令第16条第2項）。

なお、縦覧に当たっては、住民票コード及び個人番号については本人又は同一世帯の者のみが縦覧できるような措置を講ずること。

6 除票簿

(1) 除票簿の保存（法第15条の2）

市町村長は、住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、その全部）を消除したとき、又は住民票を改製したときは、その消除した住民票又は改製前の住民票（以下「除票」と総称する。）を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。また、除票は、その消除された日又は改製された日から150年間保存する（法第15条の2、令第34条第1項）。

除票の様式及び規格については、特に法定されていないが、1-(1)-アからウまでに準じて取り扱うことが適当である。ただし、当該住民票の除票であることを明示すること。法第15条の2第2項の規定により除票を磁気ディスクをもって調製する市町村における当該除票の仕様及び当該磁気ディスクの規格については、標準化法に基づき、住民記録システムに必要とされる機能要件の標準及びサイバーセキュリティ等に関する標準が定められており（住民記録システムの標準化省令、住民記録システムの標準化告示、非機能要件の標準化命令、非機能要件の標準化告示）、これによること。

(2) 記載事項（法第15条の3）

ア 当該除票に係る住民票に記載をしていた事項

住民票を消除し、又は改製したときに当該住民票に記載をしていた事項は、そのまま当該住民票の除票の記載事項となる。この場合において、住民票に記載されていた、消除された部分及び修正前の部分並びに備考欄についても、除票に記載する。

イ 消除した住民票に記載する事項

(ア) 消除した事由

死亡等当該住民票を消除した事由を記載する。このうち、転出による消除の場合には、転出により消除した旨及び転出先の住所を記載する。

(イ) 消除の事由の生じた年月日

転出届に基づいて住民票を消除した場合には、転出予定年月日を記載する。

(ウ) 転出をした旨

法第9条第1項の規定による転入の通知があったとき、又は転出の事実を確認したときは、除票に転出をした旨を記入する。

ウ 改製前の住民票に記載する事項

改製前の住民票には、改製した旨及びその年月日を記入する。

(3) 除票の記載等の手続（令第13条、令第13条の2）

住民票を消除し、又は改製する場合には、2及び5-(1)-イの例により当該除票に記載をする。

(4) 除票簿の一部の写しの閲覧

既に住民票の全部が消除された住民票については、その閲覧の請求又は申出に応じる必要はない。

(5) 除票の写し等の交付

除票に記載されている者は、市町村長に対し、自己に係る除票の写し（法第15条の2第2項の規定により磁気ディスクをもって除票を調製している市町村にあつては、当該除票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び除票に記載をした事項に関する証明書（以下「除票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる（法第15条の4第1項）。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民票コード及び個人番号の記載を省略した除票の写し等の交付を請求することができる（法第15条の4第2項）。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③除票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、除票の写し等で一定の事項のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に除票の写し等を交付することができる（法第15条の4第3項）。また、市町村長は、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前記の①から③に該当することを理由として、除票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に除票の写し等を交付することができる（法第15条の4第4項）。除票の写し等の請求又は申出の受理、作成及び交付は、住民票の写し等の交付の場合に準じて行われる（法第15条の4第5項）。

なお、住所地市町村長以外の市町村長に対する除票の写し等の交付の請求又は申出については、法令上設けられていない。

ア 請求又は申出の受理

(ア) 除票の写し等の請求又は申出の受理については、それぞれ住民票の写し等の請求又は申出の受理に準じて取り扱う。

市町村が、同一の者に係る複数の除票を保存している場合があるため、請求又は申出に係る除票を特定するために必要な事項を請求書又は申出書において明らかにさせる。

なお、住民票の写し等の交付の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書様式又

は申出書様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするのが適当である。

(イ) 電子情報処理組織を使用して行った除票の写し等の交付請求又は申出については、住民票の写し等の電子情報処理組織を使用した請求又は申出と同様に取り扱う（情報通信技術活用法第6条第1項）。

イ 作成及び交付

除票の写し等の作成及び交付については、住民票の写し等の作成及び交付に準じて取り扱う。

なお、除票が世帯票の場合には、請求又は申出の対象とする者に係る記載以外は省略して交付することが適当である。

(6) 除票の再製（令第17条の2第2項）

除票が火災、盗難その他の災害により滅失したときは、直ちに、職権でこれを再製しなければならない。その取扱いは、5-（2）に準じて取り扱う。

第3 戸籍の附票

1 戸籍の附票（法第16条）

市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

戸籍を単位として作成することとされているので、夫婦と氏を同じくする子ごとに作成する（戸籍法第6条）。

したがって、婚姻、分籍等の届出があつて戸籍法の規定に基づいて新戸籍が編製される場合には、その戸籍の附票を作成する（令第18条第1項）。また、すでにある戸籍に入った者があるときは、その戸籍の附票にその者に関する記載（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする（令第18条第2項）。

(1) 様式及び規格

ア 戸籍の附票（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製される戸籍の附票を除く。以下（ア）から（オ）までにおいて同じ。）の様式及び規格については、法定されていないが、次の点に留意しつつ、その様式の合理化について検討することが望ましい。なお、参考までに、様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。

★★★★別4★★★★

(ア) 冒頭に本籍欄及び氏名欄を設けること。

(イ) 本籍及び筆頭者の氏名欄の次に各人ごとの欄を設け、その住所、住所を定めた年月日、氏名等、出生の年月日、男女の別、住民票コードの各欄を設けること。

(ウ) 在外選挙人名簿登録に係る欄を設けること。

(エ) 各人ごとの欄は、太線等をもってその区界を明確にすることが適当であること。

(オ) その他市町村の事務処理の必要に応じ、戸籍の附票記載事由欄、住所記載事由欄、世帯主氏名欄、番号欄等を設けてもよいものであること。

イ 法第16条第2項の規定により戸籍の附票を磁気ディスクをもって調製する市町村における当該戸籍の附票の仕様及び当該磁気ディスクの規格については、標準化法に基づき、戸籍附票システムに必要とされる機能要件の標準及びサイバーセキュリティ等に関する標準が定められており（戸籍附票システムの標準化省令、戸籍附票システムの標準化告示、非機能要件の標準化命令、非機能要件の標準化告示）、これによること。

(2) 記載事項（法第17条）

ア 戸籍の表示（第1号）

戸籍の表示（戸籍法第9条）と同一であり、筆頭者の氏名及び本籍について記載をする。筆頭者が改氏、改名をした場合は氏名を、また行政区画等の変更があり、本籍の表示が変更した場合は本籍をそれぞれ修正する。

イ 氏名及び氏名の振り仮名（第2号、第2号の2）

戸籍に記載又は記録がされている者の氏名等について記載をする。

ウ 住 所（第3号）

戸籍の届出により、又は住所が移動したときは、転入地、転居地又は転出地の市町村長からの通知（法第19条）等により、新住所について記載をする。

なお、国外に転出をする旨の法第24条の規定による届出（以下「国外転出届」という。）をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者（以下「国外転出者」という。）にあつては、国外転出者である旨を記載する。

エ 住所を定めた年月日（第4号）

ウと同じく戸籍の届出又は住所地市町村長からの住所変更に関する通知等によって出生の年月日又は当該住所に転入、転居等をした年月日について記載をする。

ただし、外国人住民が日本の国籍を有することとなった場合における住所を定めた年月日については、外国人住民に係る住民票に記載された外国人住民となった年月日を記載する。

なお、転居後に日本の国籍を有することとなった場合には、外国人住民に係る住民票に記載された住所を定めた年月日を記載する。

また、国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日を記載する。

オ 出生の年月日（第5号）

住民票の取扱い（第2-1-(2)-イ）に準ずる。

カ 男女の別（第6号）

住民票の取扱い（第2-1-(2)-ウ）に準ずる。

キ 住民票コード（第7号）

住民票に記載された住民票コード（国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード）を記載する。

ク その他

法第17条に規定する記載事項のほか、戸籍の附票記載事由、世帯主の氏名などを同一の用紙に記入することは差し支えない。ただし、個人番号を記入することはできない。

(3) 記載事項の特例（法第17条の2第1項）

法第17条に規定する事項のほか、在外選挙人名簿に登録された者、在外選挙人名簿への登録の移転がされた者及び在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名を記載する。

2 戸籍の附票の記載等（法第18条）

戸籍の附票の記載等は、職権で行う。

戸籍の附票の記載等の手続については、住民票の取扱い（第2の2）に準ずる。

(1) 戸籍の届出に基づく処理

ア 転籍、分籍、婚姻、養子縁組等の届出により、新たに戸籍が編製される場合には、それに伴い、戸籍の附票を作成する（令第18条第1項）。

この場合において住所及び住所を定めた年月日は、現住所のみに関する記載をすればよい。

イ 出生、婚姻、養子縁組等の届出により、すでにある戸籍に入籍した者がある場合には戸籍の附票にその者に関する記載をする（令第18条第2項）。

ウ 死亡、婚姻、養子縁組等の届出により、戸籍の全部又は一部の者が除籍される場合には、その戸籍の附票の全部又は一部を消除する（令第19条）。

(2) 住民基本台帳法の届出又は職権による住民票の記載等に基づく処理（令第20条）

ア 転入届又は転居届があったときは、これに基づき従前の住所及び住所を定めた年月日を消除し、代りに新住所及びその住所を定めた年月日について記載をする。

イ 転出届（国外移住の場合に限る。）があったときは、国外移住をする者につき、移住先及び転出の予定年月日について記載をする。

ウ 職権により住民票の記載等をしたときも、アまたはイに準ずる。

(3) 他の市町村からの通知に基づく処理（令第20条）

ア 住所地の市町村長は、届出又は職権で住民票の記載等をした場合に本籍地における戸籍の附票の記載事項を修正すべきときは、遅滞なく当該修正すべき事項を本籍地市町村長に通知しなければならない（法第19条第1項）。

なお、この場合において、本籍地の市町村長は通知を受けた事項が、戸籍の記載又は記録と一致しない場合は、その旨を住所地市町村長に通知しなければならない（法第19条第2項）。

イ 原籍地市町村長は、本籍が他の市町村へ転属したときは、遅滞なく戸籍の附票に記載がされている事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない（法第19条第3項）。

ウ 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録したとき、在外選挙人名簿への登録の移転したとき、若しくは在外選挙人名簿から抹消したとき、又は在外投票人名簿に登録したとき若しくは在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない（法第17条の2第2項）。

これらの通知を受けた市町村長は、その者の当該通知に基づき、(1)又は(2)の要領によって、戸籍の附票の記載等を行う。

(4) その他の処理（法第20条の4第2項）

法第20条の4第2項の規定により戸籍の附票に記録されている者から自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがある旨の申出があったとき、その他戸籍の附票に脱漏、誤載誤記又は記載漏れがあることを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、戸籍の附票の記載等をするとともに、その戸籍の附票に「〇〇につき職権記載」等の例により記載等の事由を記入し、さらにその記載等をした年月日を記入する。

3 戸籍の附票の写しの交付

戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、市町村長に

対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）の交付を請求することができる（法第20条第1項）。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、戸籍の附票の写しの交付を請求することができる（法第20条第2項）。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に戸籍の附票の写しを交付することができる（法第20条第3項）。また、市町村長は、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前記の①から③に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に戸籍の附票の写しを交付することができる（法第20条第4項）。戸籍の附票の写しの請求又は申出の受理、作成及び交付は、住民票の写し等の交付の場合に準じて行われる（法第20条第5項）。

なお、戸籍の附票に記載をした事項等に関する証明の請求又は申出があった場合には、当該市町村における証明に関する事務一般の取扱いによる。

(1) 請求又は申出の受理

ア 戸籍の附票の写しの請求又は申出の受理について、

- ・請求書又は申出書において明らかにすべき事項
- ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が本人であることについて明らかにさせる方法
- ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が請求者又は申出者の代理人等である場合に、その権限を明らかにさせる方法
- ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱い等
- ・住民票コードを記載した戸籍の附票の取扱い

は、それぞれ住民票の写しの請求又は申出の受理に準じて取り扱う。ただし、請求書又は申出書において、請求又は申出に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示を明らかにさせる（戸籍の附票省令第1条から第9条まで）。

なお、住民票の写し等の交付の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書様式又は申出書様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするのが適当である。

イ 電子情報処理組織を使用して行った戸籍の附票の写しの交付請求又は申出については、住民票の写し等の電子情報処理組織を使用した請求又は申出と同様に取り扱う（情報通信技術活用法第6条第1項及び戸籍の附票省令第11条）。

(2) 作成及び交付

ア 戸籍の附票の写しの作成及び交付については、住民票の写しの作成及び交付に準じて取り扱う。

写しの交付の際の認証文は、次の例によることが適当である。

「この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。」

なお、法第16条第2項の規定により戸籍の附票を磁気ディスクをもって調製している

市町村において交付する、法第20条の戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の様式については、標準化法に基づき、戸籍附票システムに必要とされる帳票要件の標準として、戸籍の附票の写しの様式が定められており（戸籍附票システムの標準化省令、戸籍附票システムの標準化告示）、これによること。

イ 法第20条第1項の請求における戸籍の附票の写しは、特別の請求がある場合を除き、次の事項は省略してもよい。

法第17条第1号及び第7号に掲げる事項並びに法第17条の2第1項の規定により記載された事項の全部又は一部

ウ 法第20条第2項の請求における戸籍の附票の写しは、特別の請求がある場合を除き、次の事項は省略してもよい。

法第17条第1号及び第7号に掲げる事項並びに法第17条の2第1項の規定により記載された事項の全部又は一部

エ 法第20条第3項又は第4項の申出における戸籍の附票の写しは、法第17条第2号から第6号までに掲げる事項のみを表示させることとする。ただし、戸籍の附票の写しの利用目的を達成するため、その他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

オ 住民票コードについては、法第30条の37及び第30条の38において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられているところであり、また、秘密保持義務によって保護されていること等から、請求者が特別の請求を行った場合であっても、本籍地市町村長は、これらの規定の趣旨を請求者に十分説明し、その理解を得て、できる限り、住民票コードの記載を省略した戸籍の附票の写しを交付することが適当である。

4 戸籍の附票の改製および再製（法第19条の2、令第21条）

戸籍の附票の改製および再製については、住民票の改製および再製に準じて処理する。

5 戸籍の附票の除票簿

(1) 戸籍の附票の除票簿の保存（法第21条）

市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票（以下「戸籍の附票の除票」と総称する。）をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。また、戸籍の附票の除票は、その消除された日又は改製された日から150年間保存する（法第21条、令第34条第1項）。

戸籍の附票の除票の様式及び規格については、特に法定されていないが、1-(1)-アに準じて取り扱うことが適当である。ただし、当該戸籍の附票の除票であることを明示すること。法第21条第2項の規定により戸籍の附票の除票を磁気ディスクをもって調製する市町村における当該戸籍の附票の除票の仕様及び当該磁気ディスクの規格については、標準化法に基づき、戸籍附票システムに必要とされる機能要件の標準及びサイバーセキュリティ等に関する標準が定められており（戸籍附票システムの標準化省令、戸籍附票システムの標準化告示、非機能要件の標準化命令、非機能要件の標準化告示）、これによること。

(2) 記載事項（法第21条の2）

ア 当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票に記載をしていた事項

戸籍の附票を消除し、又は改製したときに当該戸籍の附票に記載をしていた事項は、そ

のまま当該戸籍の附票の除票の記載事項となる。この場合において、戸籍の附票に記載されていた、消除された部分及び修正前の部分並びに備考欄についても、戸籍の附票の除票に記載する。

イ 消除した戸籍の附票に記載する事項

消除した戸籍の附票には、消除した旨及びその年月日を記入する。

ウ 改製前の戸籍の附票に記載する事項

改製前の戸籍の附票には、改製した旨及びその年月日を記入する。

(3) 戸籍の附票の除票の記載等（令第21条第3項）

戸籍の附票を消除し、又は改製する場合には、2-(1)-ウ及び4の例により当該戸籍の附票を消除し、又は改製するとともに、消除した旨及びその年月日又は「〇年〇月〇日改製につき消除」の例により改製した旨及びその年月日の記載をする。

(4) 戸籍の附票の除票の写しの交付

戸籍の附票の除票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写し（法第21条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票の除票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。）の交付を請求することができる（法第21条の3第1項）。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、戸籍の附票の除票の写しの交付を請求することができる（法第21条の3第2項）。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の除票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③戸籍の附票の除票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、戸籍の附票の除票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に戸籍の附票の除票の写しを交付することができる（法第21条の3第3項）。また、市町村長は、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前記の①から③に該当することを理由として、戸籍の附票の除票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に戸籍の附票の除票の写しを交付することができる（法第21条の3第4項）。戸籍の附票の除票の写しの請求又は申出の受理、作成及び交付は、住民票の写し等の交付の場合に準じて行われる（法第21条の3第5項）。

なお、戸籍の附票の除票に記載をした事項等に関する証明の請求又は申出があつた場合には、当該市町村における証明に関する事務一般の取扱いによる。

ア 請求又は申出の受理

(ア) 戸籍の附票の除票の写しの請求又は申出の受理について、

- ・請求書又は申出書において明らかにすべき事項
- ・現に請求の任に当たっている者又は申出の任に当たっている者が本人であることについて明らかにさせる方法
- ・現に請求又は申出の任に当たっている者が請求者又は申出者の代理人等である場合に、その権限を明らかにさせる方法
- ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行

為の被害者の保護のための措置に係る取扱い等

- ・住民票コードを記載した戸籍の附票の除票の取扱い

については、それぞれ住民票の写し等の請求又は申出の受理に準じて取り扱う。ただし、請求書又は申出書において、請求又は申出に係る戸籍の附票の除票に記載がされた戸籍の表示を明らかにさせる（戸籍の附票省令第1条から第10条まで）。

なお、住民票の写し等の交付の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書様式又は申出書様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするのが適当である。

- (イ) 電子情報処理組織を使用して行った戸籍の附票の除票の写しの交付請求又は申出については、住民票の写し等の電子情報処理組織を使用した請求又は申出と同様に取り扱う（情報通信技術活用法第6条第1項及び戸籍の附票省令第11条）。
- (ウ) 市町村が、同一の者に係る複数の戸籍の附票の除票を保存している場合があるため、請求又は申出に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項を請求書又は申出書において明らかにさせる。

イ 作成及び交付

- (ア) 戸籍の附票の除票の写しの作成及び交付については、戸籍の附票の写しの作成及び交付に準じて取り扱う。

写しの交付の際の認証文は、次の例によることが適当である。

「この写しは、戸籍の附票の除票の原本と相違ないことを証明する。」

- (イ) 法第21条の3第1項の請求における戸籍の附票の除票の写しは、特別な請求がある場合を除き、次の事項は省略してもよい。

法第17条第1号及び第7号に掲げる事項並びに法第17条の2第1項の規定により記載された事項の全部又は一部

- (ウ) 法第21条の3第2項の請求における戸籍の附票の除票の写しは、特別な請求がある場合を除き、次の事項は省略してもよい。

法第17条第1号及び第7号に掲げる事項並びに法第17条の2第1項に掲げる事項の全部又は一部

- (エ) 法第21条の3第3項又は第4項の申出における戸籍の附票の除票の写しは、法第17条第2号から第6号までに掲げる事項のみを表示させることとする。ただし、戸籍の附票の除票の写しの利用目的を達成するため、その他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

- (オ) 住民票コードについては、法第30条の37及び第30条の38において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられているところであり、また、秘密保持義務によって保護されていること等から、請求者が特別な請求を行った場合であっても、本籍地市町村長は、これらの規定の趣旨を請求者に十分説明し、その理解を得て、できる限り、住民票コードの記載を省略した戸籍の附票の除票を交付することが適当である。

- (5) 戸籍の附票の除票の再製（令第21条第3項）

戸籍の附票の再製については、住民票の再製に準じて処理する。

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

届出書の様式及び規格は、法定されていないが、市町村ごとに届出書の用紙を備えつけておくこととするのが適当である。ただし、転入届の特例（法第24条の2第1項及び第2項の規定による個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例をいう。以下同じ。）の適用を受ける者からの転出届については、郵便等による届出を受理することが想定されていることから、所定の届出書以外の書式による届出も受理する必要がある。

なお、届出書の様式は、住民の利便及び事務処理の合理化の見地より、次の点に留意しつつ、合理的な様式について創意工夫されたい。

- (1) 届出人が記載しやういように平易かつ簡明なものであること。
- (2) 一の事由に基づく届出その他の行為については、この法律の規定による届出により行うものとされたもの以外の届出等についても、できるだけ一の届出書で足りるようにすること。
- (3) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。

★★★★別5★★★★

2 届出の受理

届出の受理にあたっては、次の事項について審査しなければならない。

(1) 形式的審査

ア 届出書に届出をすべき事項および付記すべき事項が記載されているかどうか、および添付書類等の記載と相違する点がないかどうか。

なお、届出書に付記すべき国民健康保険の被保険者記号・番号は、転入届の場合にあつては、その者が属することとなった世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合におけるいずれかの者に係る被保険者記号・番号をいい、転出届、転居届又は世帯変更届の場合にあつては、その者に係る被保険者記号・番号をいう。また、転入届においてその者が属することとなった世帯の世帯主又は転出届、転居届若しくは世帯変更届においてその者が属する世帯の世帯主が国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項本文の規定の適用を受けているときは、その旨を付記する。

イ 届出書に添付すべき書類が添付されているかどうか（法第22条第2項、法第30条の46、法第30条の47、法第30条の48、法第30条の49、令第30条、規則第8条の4）。

法第30条の46の転入の届出、法第30条の47の届出については、在留カード等の提示が義務付けられている。

外国人住民が転入届、転居届を行う場合、在留カード等の提示は義務とはされていないが、入管法及び入管特例法上、在留カード又は特別永住者証明書を提出して転入届、転居届をしたときは、出入国在留管理庁長官への住居地の届出とみなすこととされている（入管法第19条の9第3項、入管特例法第10条第5項）ことを踏まえ、外国人住民の便宜の観点から、在留カード又は特別永住者証明書の提出を促すことが望ましい。

なお、国民健康保険に係る付記がされた書面で届出を行う者が、国民健康保険の資格確認書の交付を受けているときは、当該資格確認書を添えて届出を行わなければならない。

また、国民年金保険の被保険者である者が、基礎年金番号を付記して行う転入届、法第

30条の46の規定による届出又は法第30条の47の規定による届出に添えるべき基礎年金番号を確認するため市町村長が適当と認める書類とは、基礎年金番号通知書のほか、国民年金手帳、日本年金機構が被保険者に対し発行する書類であって基礎年金番号が記載されているもの（国民年金保険料の口座振替開始（変更）通知書、国民年金保険料の納付書・領収書、年金証書等）及びねんきんネット上の被保険者の基礎年金番号が掲載されている画面を印刷した書類等が考えられる。

ウ 世帯主でない外国人住民であってその世帯主が外国人住民である者が、次の届出を行う場合は、原則として、世帯主との続柄を証する文書及び外国語によって作成されたものについては翻訳者を明らかにした訳文が添付されているかどうか（法第30条の48、法第30条の49、規則第49条）。

(ア) 転入届

(イ) 転居届

(ウ) 世帯変更届

(エ) 法第30条の46による届出

(オ) 法第30条の47による届出

(カ) 法第30条の48による届出

なお、外国人住民の世帯主との続柄を証する文書については、戸籍法に基づく届出に係る受理証明書若しくは記載事項証明書又は結婚証明書若しくは出生証明書その他外国政府機関等が発行した文書であって、本人と世帯主との続柄が明らかにされているものとする。

エ 届出書に届出の任に当たっている者の住所および届出の年月日が記載され、届出の任に当たっている者が署名しているかどうか（令第26条）。

(2) 実質的審査

ア 現に届出の任に当たっている者に対し、本人であるかどうか確認をするため、書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（法第27条第2項及び規則第8条）。本人確認の方法は、第2-4-(1)-①-ア-イに準じて取り扱う。

この場合において、第2-4-(1)-①-ア-イ-Aの書類による本人確認ができなかった場合、郵便等により転出届が行われた場合、代理人又は使者による届出で委任状の文面や署名の字体等から判断して届出者からの指定の事実を特に確認する必要がある場合等においては、市町村長の判断により、届出を受理した上で届出者本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。

特に、転出届について本人確認が十分にできなかった場合には、通知することが適当である。

通知は、次のように行うことが適当である。なお、届出者が戸籍届に係る通知文書の対象となっている場合には、それと併せて行うことも考えられる。

(ア) 内 容

届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨を記載する。（様式例参照）

(イ) 宛 先

届出者本人あてに、異動前住所に送付する。

(ウ) 通知手段

封書又は本人以外の者が内容を読み取ることができないような処理をした葉書により、転送不要の郵便物等の扱いとして送付する。

(エ) 返送された場合の処理

宛先不明等により返送された通知は、再送することなく市町村において保管するものとする。保存期間は、市町村の住民異動届の保存期間と同じとする。本人確認の結果の記録については、次のような事項を届出書の欄外の適宜の箇所に記載することが適当である。

- ・本人確認ができた場合は、本人確認ができた旨、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を記載する。
- ・本人確認ができなかった場合は、住民異動届に本人確認ができなかった旨を記載する。
- ・通知をした場合は、通知した旨等を記載する。

★★★別6★★★

イ 現に届出の任に当たっている者が届出者の代理人又は使者であるとき（同一の世帯に属する者を除く。）は、届出の任に当たっている者に対し、届出者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにする書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（法第27条第3項及び規則第8条の3）。この場合には、第2-4-(1)-①-ア-ウ)に準じて、その権限を明らかにさせる。

なお、親族や本人と同一住所ではあるが別世帯の者による届出については、口頭で質問を行い、これに対して陳述させた結果、市町村長において、同一の世帯に属する者と同様に取り扱うことができると認めた場合には、必ずしも委任状の提出を求めなくてもよい。

ウ 転入届又は転居届があった場合であって、届出書に記載されている新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当である。この場合において、親族でない者が転入又は転居する場合には慎重な取扱いが必要である。

なお、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に勘案し、居住の事実を確認する必要性が認められる場合は、市町村長の判断により、住民に対して居住の確認を行う通知を行うなど、法第34条第2項の規定による調査を実施することが考えられる。

エ 届出をし又は付記をした事項が、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、事実に反する疑いがあるときは、法第34条第2項の規定により調査し、その事実を確認する。

オ 審査にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 日本の国籍を有する者について、国外から転入をした者及びいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者から転入届があった場合には、戸籍及び戸籍の附票と照合し、又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍及び戸籍の附票に記載又は記録がされている事項について照会する等の方法により、氏名、出生の年月日、男女の別及び国内における直近の住所の情報と、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の内容が合致するか確認したうえ、住民票の作成又は記載を行う。この際、国外転出中に氏名や本籍等の変更を行った場合については、変更前の情報と住民基本台帳ネットワークシ

システムの本人確認情報の内容が合致するか確認する必要があることに留意すること。

- (イ) 外国人住民について、転出証明書に記載のある在留期間の満了の日が、転入届のあった時点で既に経過している場合等には、在留カード等の提示を求め、在留期間更新等許可申請中であることを確認する等の方法により、外国人住民であることを確認したうえ、住民票の作成又は記載を行う。

特に、国外からの転入者の場合、在留カード等の記載又は本人からの聞き取りにより国内での在住歴を確認した上、その確認内容と住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の内容が合致するか確認するが、氏名、出生の年月日及び男女の別の情報が同一であることのみで同一人と判断することなく、本人から具体的な陳述を得ることにより判断しなければならない。また、国外転入者に以前記載された住民票コードがある場合、国外転出前の住民票は本人からの届出等により消除されるものであるため、国外転出前の住民票の消除を確認したうえ、作成した住民票に以前の住民票コードを記載すること。

なお、以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等には、国外転出の前の住所及び転出時期を届出に記載させ、当該住所の情報を含めて、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報と照合するなどして、確認を行うことが適当である。

- (ウ) 国民健康保険の被保険者の資格に関する付記がされた届出が世帯員からあったときは、世帯主の確認を求める等の方法により、その資格の異動に関する事実を確認するのが適当である。
- (エ) 届出書に国民健康保険または国民年金の被保険者の資格に関する付記がない場合においては、その者が現に加入している医療保険制度の名称または公的年金の名称を記載させ、またはきく等の方法によりその事実を確認することが適当である。
- (オ) 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する付記がされた転入届を受理するにあたって、その届出書に記載された「転入をした年月日」が転出証明書に記載された「転出の予定年月日」と連続していない場合において、転入をした年月日の審査にあたっては、その間の傷病等についての保険給付等国民健康保険又は後期高齢者医療に関する事務の処理に支障が生じないように特に留意すること。

上記の審査の結果、届出書の内容に不備がある場合において、それが補正することができるものであるときは、補正を求めたうえで受理するのが適当である。

なお、審査の結果、事実と反すると認められる届出については、これに基づき住民票の記載等をすべきではないことは当然である。

3 転出証明書

転出届があったときは、転入届の特例の適用を受ける者から転出届があったとき又は国外に転出をするときを除き、転出証明書を交付する（令第24条第1項）。

- (1) 転出証明書の作成は、住民票の写しまたは転出届の写しに必要な記載をして行う等簡易な方法により行うことが適当である。
- (2) 転出証明書には、転出証明書である旨を表示するとともに、その末尾またはその裏面に次の例により、転出届があった旨の記載をし、市町村長が記名押印をする。また、公印を省略する場合は、公印を省略した旨を記載すること。

(例)

上(表)記の者について、当市(町村)から転出をする旨の届出があったことを証明する。

令和 年 月 日

都道府県 市(町村) 長氏名

印

なお、転出証明書には、次のような注記をすることが適当である。

(例)

転入をした市町村に、転入をした日から14日以内に、この証明書を添えて転入届をしてください。

- (3) 住民記録システムから転出証明書を出力する場合は、標準化法に基づき、住民記録システムに必要とされている帳票要件の標準として、転出証明書の様式が定められており(住民記録システムの標準化省令、住民記録システムの標準化告示)、これによること。
- (4) 1年以内に従前の住所地に転出する者については、転出証明書にその旨を記入する。
- (5) 転出届はあらかじめ行うこととされているが、事情により住所を移すまでの間に届出を行うことができない場合等には、転出をした日から14日以内に限り転出届を受理することができる。この期間を経過した日以後は、職権による住民票の消除等により、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付する。
- (6) 転出証明書には住民票コード及び個人番号が記載されることから、転出届を代理人が行い、転出証明書を代理人に交付する場合、個人情報及び特定個人情報の保護の観点から、住民票コード及び個人番号が代理人の目に触れないよう転出証明書を封筒に入れて封をする等の措置を行う。

4 転入届の特例

同一の世帯に属する者の全部又は一部が同時に転出をする場合であって、そのうちに個人番号カード(届出時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である個人番号カードに限る。)の交付を受けている者がある場合は、当該転出をする者は転入届の特例の適用を受ける。この場合において、転出地市町村長が電子情報処理組織を使用して行った又は郵便等による転出届を受理した後、転出証明書に係る情報を電気通信回線を通じて転入地市町村長に通知することにより、転出をする者が転出証明書の交付を受けるために、転出地市町村の事務所に出席することが不要となる。

(1) 転出届の受理

ア 電子情報処理組織を使用して転出届(転入届の特例の適用を受ける者からの転出届に限る。以下この(1)及び(2)において同じ。)を行わせる場合(情報提供等記録開示システム(番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。))を使用して転出届を行わせる場合に限り。)は、当該転出届については、入力する事項についての情報に署名用電子証明書に係る電子署名を行わせ、当該署名用電子証明書と併せてこれを送信させることにより、本人確認を行う(情報通信技術活用法第6条第1項並びに主務省令第4条第1項及び第2項)とともに、転出届をする者の連絡

先電話番号等を情報提供等記録開示システムに入力して明らかにさせる。

また、転出地市町村長は、転入届の特例の適用を受ける者に対して、転出証明書の交付をする必要はないが、転入地市町村の窓口において個人番号カードを提示し、暗証番号を入力する必要があることを説明する必要があるため、情報提供等記録開示システムを使用して届出者本人に対してその旨通知するとともに、転出届を受理した旨を通知すること。

なお、転出届をする者が転入届の特例を受けることができない相当な理由がある場合は、転出証明書を交付すること。

イ 電子情報処理組織を使用して転出届を行わせる場合（アの場合を除く。）は、当該転出届については、入力する事項についての情報に電子署名を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信させることにより、本人確認を行う（情報通信技術活用法第6条第1項並びに主務省令第4条第1項及び第2項）とともに、個人番号カードの交付を受けている旨、転出届をする者の連絡先電話番号等を請求者の使用に係る電子計算機から入力して明らかにさせること。

また、転出地市町村長は、転入届の特例の適用を受ける者に対して、転出証明書の交付をする必要はないが、転入地市町村の窓口において個人番号カードを提示し、暗証番号を入力する必要があることを説明する必要があるため、届出書にその旨を記載しておく等の措置を講ずるとともに、転出地市町村長の判断により、届出者本人に対して転出届を受理した旨を通知すること。

なお、転出届をする者が転入届の特例を受けることができない相当な理由がある場合は、転出証明書を交付すること。

ウ 郵便等による転出届を受理する場合は、個人番号カードの交付を受けている旨、転出届をする者の連絡先電話番号等を届出書において明らかにさせる。

また、転出地市町村長は、転入届の特例の適用を受ける者に対して、転出証明書の交付をする必要はないが、転入地市町村の窓口において個人番号カードを提示し、暗証番号を入力する必要があることを説明する必要があるため、届出書にその旨を記載しておく等の措置を講ずるとともに、必要に応じ、届出者本人に対して転出届を受理した旨を通知すること。

なお、転出届をする者が転入届の特例を受けることができない相当な理由がある場合は、転出証明書を交付すること。

エ 転出届はあらかじめ行うこととされているが、事情により住所を移すまでの間に届出を行うことができない場合等には、転出をした日から14日以内に限り転出届を受理することができる。

オ 転出をし転入をする際には往々にして世帯主の変更があること等に鑑み、同一の世帯に属する者の全部又は一部が同時に転出をする場合であって、そのうちに個人番号カード（届出時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である個人番号カードに限る。）の交付を受けている者がある場合は、原則として、当該交付を受けている者を世帯主とみなして法第24条の2第2項の規定を適用する。

なお、転出地市町村長は、個人番号カードの交付を受けていない者から転出の届出があった場合は、同項の規定を適用せず転出証明書を交付して差し支えない。

この場合は、当該届出者に対して転入地市町村の窓口において個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カードを提示し、(2)一ケの処理を行ってもらう必要があることを説明すること。

カ エの期間を経過した日以後に転出届があった場合、同時に転出をする同一の世帯に属する者の全部又は一部のうちに個人番号カードの交付を受けている者がいないにもかかわらず転出届があった場合等においては、転出地市町村長は通常の転出届があったときと同様に処理することとし、転出証明書を発行し、又は転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書若しくは除票の写しを交付する。

キ 転出地市町村長は、法第24条の2第3項に基づき、転出届を受理した後、速やかに第5-1一ケの事項を転入予定地市町村長に通知する。なお、転出地市町村長においては、法第24条の2第5項の規定に基づき、第5-1一ケの事項の通知を受けた際に転出証明書情報を直ちに通知できるよう、その保存期間は、転出の予定年月日から60日間保持することが適当である。

(2) 最初の転入届の受理

ア 転入予定地市町村長は、第4-4-(1)一キで通知された事項等により、最初の転入届（転出届をした日後その者が最初に行う転入届であって、その者の個人番号カードを添えて行われるものをいい、法第24条の2第2項に規定する最初の世帯員に関する転入届を含む。以下同じ。）の受理に係る必要な準備を行う。なお、第4-4-(1)一キで通知された事項のうち、国民健康保険の被保険者である旨等の事務処理に関する事項（個人番号を除く。）を、必要に応じて当該市町村内の関係部局に共有する。

イ 転入地市町村長は、最初の転入届をする者に個人番号カードを提示させ、暗証番号を照合したうえで当該個人番号カードから住民票コードを読み出すので、最初の転入届をする者の住民票コードについては明らかにさせることを要しない。同時に転入する同一の世帯に属する者についても、第5-1一ケの事項の通知から住民票コードが明らかとなるので、同様に取り扱う。この場合において、市町村職員は、当該読み出した住民票コードを届出書に記載する。

ウ 最初の転入届があった場合には、個人番号カード（届出時点でカード運用状況が運用中又は一時停止である個人番号カードに限る。）を提示させ、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、届出書に記載された事項と照合することにより、最初の転入届をする者が本人であることを確認する。ただし、個人番号カードについては、個人番号カード等の機能の不具合等により本人確認を行うことができない場合は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、届出書に記載された事項と照合すること等により行うものとする。

エ 本人以外の者による最初の転入届については、本人の個人番号カードを提示させ、第4-2-(2)一イに準じて、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該届出を受理しても差し支えない。

また、同一の世帯に属する者以外の代理人（本人の法定代理人である場合を除く。以下

同じ。)が本人の代理でケの処理を申し出た場合は、本人の個人番号カードの暗証番号の照合が必要であるため、本人から暗証番号を記載した書類を届出させたいうえで、市町村職員が暗証番号を入力することとする。この場合において、必要に応じ、適宜、同一の世帯に属する者以外の代理人が当該暗証番号を知り得ることのないよう留意すること。

オ 転入地市町村長は、第4-4-(1)ーキで通知された事項を確認した後、最初の転入届を受理する。

なお、最初の転入届の受理に際し、第4-4-(1)ーキによる通知を受けていない場合又は通知された事項を法第24条の2第4項の規定により消去している場合、転出地市町村長に第5-1-ケの事項を通知し、転出地市町村長から第5-1-ケの事項の通知を受けるものとする。

カ 転入予定地市町村長は、第4-4-(1)ーキの通知があった日から、第4-4-(1)ーキで通知された転出の予定年月日から30日を経過した場合(令第24条の4)、法第24条の2第4項の規定により、第4-4-(1)ーキで通知された事項を消去すること。

キ 最初の転入届を転出の予定年月日から30日を経過した日又は転入をした日から14日を経過した日のいずれか早い日以後にする場合は、転出証明書の添付が必要となることとされている(令第24条の2第1項第2号及び第2項第2号)が、当該規定は、転出地市町村長の転出証明書に係る情報の保持に限界があること等を踏まえ設けられていることから、転出地市町村長から第5-1-ケの事項の通知を受けることができる場合は、転出証明書の添付を不要とすることとして差し支えない。

ク 同一の世帯に属する者の全部又は一部が同時に転出をする旨の転出届をした後、転出届に係る者の一部(その者のうちに個人番号カードの交付を受けている者がある場合に限る。)について最初の転入届を受理することができる。この場合において、最初の転入届をしなかった者については、その者のうちに個人番号カードの交付を受けている者がある場合であっても、その後に転入届をする場合、転出証明書等の添付が必要となるものであること(令第24条の2第1項第1号及び第2項第1号)。

ケ 転入地市町村長は、転入者の個人番号カードの表面の追記欄に、届出の年月日及び新たな住所を記載し「転入」と明記してこれに職印を押す。

この場合において、表面の追記領域の余白が限られていることから、表面への更なる記載を考慮して2行程度で新たな住所を記載すること及び職印は、1行程度に収まるものを用いることが望ましく、住所の記載及び職印の押印には、消えにくいものを使用すること。

また、個人番号カードの表面記載事項の変更に伴い、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(6)により設定した暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する。同一の世帯に属する者以外の代理人(本人の法定代理人である場合を除く。)による暗証番号の入力については、同要領第4-3-(6)に準じて取り扱う。

コ 転入地市町村長は、転入した者のうちケの処理がされていない個人番号カードがあることを知った場合は、速やかに当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、転入届をした日から90日を経過したときは、当該個人番号カードが失効する旨を伝え、当該処理を行うために転入地市町村の事務所へ出頭することを求めること。

第5 その他

1 通知

住民基本台帳に関する事務に関する通知は、次のとおりである。

- ア 転入通知（法第9条第1項）
- イ 住民票記載事項通知（法第9条第2項）
- ウ 住民票の写し広域交付請求通知（法第12条の4第2項）
- エ 住民票の写し広域交付通知（法第12条の4第3項）
- オ 戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1項）
- カ 戸籍照合通知（法第19条第2項）
- キ 本籍転属通知（法第19条第3項）
- ク 転出証明書情報請求通知（法第24条の2第5項）
- ケ 転出証明書情報通知（法第24条の2第3項）
- コ 選挙人名簿の登録に関する通知（法第10条、第15条第2項）
- サ 都道府県知事への本人確認情報の通知（法第30条の6第1項）
- シ 都道府県知事への附票本人確認情報の通知（法第30条の41第1項）
- ス 住民票コードの通知（法第30条の2第1項）
- セ 職権記載等通知（令第12条第4項、令第30条の16第5項）
- ソ 転出確定通知（令第13条第3項）
- タ カード運用状況通知（カード技術基準第4-1-(2)）
- チ 出入国在留管理庁長官からの通知（法第30条の50）

なお、コ及びセ以外の通知は、電気通信回線を通じて行うものとし、その他の通知は、住民票、届出書その他の文書の写しを利用する方法により行うことが適当である。ただし、真にやむを得ないと認められるときは、他の方法により行うこととして差し支えない。

ア 転入通知

転入地の市町村長が転出地の市町村長におおむね次の事項を通知する。

- (ア) 転入をした者の氏名
- (イ) 出生の年月日
- (ウ) 男女の別
- (エ) 転入地の住所および転入をした年月日
- (オ) 転出地の住所
- (カ) 住民票コード

イ 住民票記載事項通知

その市町村の住民以外の者について、戸籍に関する届書等を受理し、又は職権で戸籍の記載又は記録をした市町村長が、その者の住所地の市町村長に、おおむね、次の(ア)～(エ)に掲げる事項を通知する。

なお、外国人住民に係る戸籍に関する届書にローマ字表記の氏名が付記されている場合、次の(ア)～(ウ)に掲げる氏名には、当該ローマ字表記の氏名も含まれることに留意する必要がある。

- (ア) 出生の場合

- A 出生をした者の氏名等
- B 出生の年月日
- C 男女の別
- D 世帯主の氏名および世帯主との続柄
- E 本籍および筆頭者の氏名（外国人住民を除く。）
- F 住 所

(イ) 死亡の場合

- A 死亡をした者の氏名
- B 死亡の年月日
- C 住 所

(ウ) その他の住民票の記載事項に変更があった場合

- A 本人の氏名
- B 変更した事項、その原因およびその変更の年月日
- C 住 所

(注) 日本の国籍を喪失した場合においては、上記AからCまでに掲げる事項と併せて国籍喪失を証すべき書面（訳文含む）の写しを通知するものとする。

(エ) 申出により戸籍の再製が行われた場合

- A 本人の氏名
- B 戸籍の再製の原因等住民票の改製を行うために必要な事項及びその再製の年月日
- C 住 所

ウ 住民票の写し広域交付請求通知

交付地市町村長は、住所地市町村長に次の事項を通知する（令第15条の3第1項、令第30条の21）。

- (ア) 住所地市町村長以外の市町村長に対する住民票の写しの交付請求があった旨
- (イ) 請求者の氏名及び住民票コード
- (ウ) 住民票の写しに記載する者（「請求者本人」、「請求者以外の世帯全員」又は「世帯全員」）
- (エ) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載の請求、個人番号の記載の請求、住民票コードの記載の請求、国籍・地域の記載の請求並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項の記載の請求の有無

エ 住民票の写し広域交付通知

住所地市町村長は、交付地市町村長に住民票の写しに記載する者に係る次の事項を通知する（令第15条の3第2項、令第30条の14第8項、令第30条の16第7項、令第30条の21）。ただし、(ク)から(シ)までについては、ウー(エ)が有の場合に限り、通知する。

- (ア) 氏名等（旧氏等記載者にあつては、氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）
- (イ) 出生の年月日
- (ウ) 男女の別
- (エ) 住民となった年月日（外国人住民を除く。）
- (オ) 住所及び住所を定めた年月日

- (カ) 新たに市町村の区域内に住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- (キ) 外国人住民となった年月日（外国人住民に限る。）
- (ク) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- (ケ) 個人番号
- (コ) 住民票コード
- (カ) 国籍・地域（外国人住民に限る。）
- (シ) 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項（外国人住民に限る。）

オ 戸籍の附票記載事項通知

住所地の市町村長が本籍地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する（外国人住民を除く。）。

- (ア) 住所を変更した者の氏名
- (イ) 本籍および戸籍の筆頭者の氏名
- (ウ) 新住所およびその住所を定めた年月日
- (エ) 旧住所
- (オ) 出生の年月日
- (カ) 男女の別
- (キ) 住民票コード

なお、転出届に基づき住民票の消除をした場合にあっては、国外に転出をした者についてのみ通知すればよい。

カ 戸籍照合通知

本籍地の市町村長が住所地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する（外国人住民を除く。）。

- (ア) 本人の氏名
- (イ) 本籍および筆頭者の氏名
- (ウ) 住 所
- (エ) 出生の年月日
- (オ) 男女の別
- (カ) 住民票コード
- (キ) 照合の結果

キ 本籍転属通知

原籍地の市町村長が新本籍地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する（外国人住民を除く。）。

- (ア) 本人の氏名
- (イ) 住所およびその住所を定めた年月日
- (ウ) 出生の年月日
- (エ) 男女の別
- (オ) 住民票コード

(カ) 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名

ク 転出証明書情報請求通知

転入地市町村長は、転出地市町村長から転出証明書情報通知を受けていない場合又は通知された事項を消去している場合、最初の転入届をした者に係る次の事項を通知する。

(ア) 住民票コード

(イ) 氏名

ケ 転出証明書情報通知

転出地市町村は、転入地市町村に転入届の特例の適用を受けて転出届をした者に係る次の事項を通知する（令第24条の3、令第30条の14第8項、令第30条の16第7項、令第30条の17第3項、令第30条の21、規則第7条及び第7条の2）。

(ア) 氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別及び住所

(イ) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(ウ) 戸籍の表示（外国人住民を除く。）

(エ) 転出先、転出の予定年月日及び転出届をした年月日

(オ) 個人番号

(カ) 国民健康保険の被保険者である旨

(キ) 後期高齢者医療の被保険者である旨

(ク) 介護保険の被保険者である旨

(ケ) 国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

(コ) 児童手当の支給を受けている旨

(サ) 住民票コード

(シ) 個人番号カードの交付を受けている者については、その者の個人番号カードの管理情報

(ス) 国籍・地域（外国人住民に限る。）

(セ) 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項（外国人住民に限る。）

(ソ) 通称の記載及び削除に関する事項（通称の記載及び削除に関する事項が住民票に記載されている外国人住民に限る。）

コ 選挙人名簿の登録に関する通知

(ア) 市町村長が年齢満17年以上の者（外国人住民を除く。）について記載等をしたときは、市町村の選挙管理委員会に、おおむね、次の事項を通知する。

A 氏名

B 生年月日

C 男女の別

D 住所

E 本籍

F 届出年月日又は記載等を行った年月日

(イ) 選挙管理委員会が住民基本台帳の記録が事実と相違することを知ったときは、その市町村長に、おおむね、次の事項を通知する。

A 本人の氏名

B 住所

C 事実と相違する事項

D 選挙人名簿から抹消した年月日

サ 都道府県知事への本人確認情報の通知

(ア) 市町村長は、住民票の記載、消除又は氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号若しくは住民票コードについて全部又は一部の記載の修正を行った場合には、本人確認情報を電気通信回線を通じて都道府県知事に通知する。通知する本人確認情報は次のとおりである。

A 住民票の記載を行った場合

- (A) 氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード
- (B) 住民票の記載を行った旨（外国人住民にあつては、外国人住民に係る住民票の記載を行った旨）
- (C) 記載の事由（「国内転入」、「国外転入等」、「出生」、「職権記載等（帰化等）」、「職権記載等（国籍喪失）」又は「職権記載等」）
- (D) その事由が生じた年月日

B 住民票の消除を行った場合

- (A) 氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード
- (B) 住民票の消除を行った旨（外国人住民にあつては、外国人住民に係る住民票の消除を行った旨）
- (C) 消除の事由（「国内転出」、「国外転出」、「死亡」、「職権消除等（帰化等）」、「職権消除等（国籍喪失）」又は「職権消除等」）
- (D) その事由が生じた年月日

C 氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別又は住所についての記載の修正を行った場合

- (A) 氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード
- (B) 住民票の記載の修正を行った旨（外国人住民にあつては、外国人住民に係る住民票の記載の修正を行った旨）
- (C) 記載の修正の事由（「転居」、「軽微な修正」又は「職権修正等」）
- (D) その事由が生じた年月日

D 個人番号の記載の修正を行った場合

- (A) 修正後の個人番号
- (B) 住民票の記載の修正を行った旨（外国人住民にあつては、外国人住民に係る住民票の記載の修正を行った旨）
- (C) 記載の修正の事由（「個人番号の変更請求」、「個人番号の職権修正」又は「個人番号の職権記載等」）

- (D) その事由が生じた年月日
 - (E) 当該住民票の記載の修正前に記載されていた個人番号
- E 住民票コードの記載の修正を行った場合
- (A) 修正後の住民票コード
 - (B) 住民票の記載の修正を行った旨（外国人住民にあつては、外国人住民に係る住民票の記載の修正を行った旨）
 - (C) 記載の修正の事由（「住民票コードの記載の変更請求」又は「住民票コードの職権記載等」）
 - (D) その事由が生じた年月日
 - (E) 当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード
- (イ) 都道府県知事は、(ア)の通知に係る本人確認情報を電気通信回線を通じて機構に通知する。

シ 都道府県知事への附票本人確認情報の通知

(ア) 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は氏名等、出生の年月日、男女の別、住所若しくは住民票コードについて全部又は一部の記載の修正を行った場合には、附票本人確認情報を電気通信回線を通じて都道府県知事に通知する。通知する本人確認情報は次のとおりである。

A 戸籍の附票の記載を行った場合

- (A) 氏名等、出生の年月日、男女の別、住所及び住民票コード
- (B) 戸籍の附票の記載を行った旨
- (C) 戸籍の附票の記載を行った年月日

B 戸籍の附票の消除を行った場合

- (A) 氏名等、出生の年月日、男女の別、住所及び住民票コード
- (B) 戸籍の附票の消除を行った旨
- (C) 戸籍の附票の消除を行った年月日

C 氏名等、出生の年月日、男女の別又は住所についての記載の修正を行った場合

- (A) 氏名等、出生の年月日、男女の別、住所及び住民票コード
- (B) 戸籍の附票の記載の修正を行った旨
- (C) 戸籍の附票の記載の修正を行った年月日

D 住民票コードの記載の修正を行った場合

- (A) 修正後の住民票コード
- (B) 戸籍の附票の記載の修正を行った旨
- (C) 戸籍の附票の記載の修正を行った年月日
- (D) 当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード

(イ) 都道府県知事は、(ア)の通知に係る附票本人確認情報を電気通信回線を通じて機構に通知する。

ス 住民票コードの通知

(ア) 機構は、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知する（法第30条の2第1項）。この場合における指定は、機構が市町村の人口等を勘案し、無作為に抽出することにより行う（規則第9

条第1項)。

なお、市町村長は、住民票に記載することのできる住民票コードが不足すると見込まれるときは、機構に対し、当該不足すると見込まれる数の住民票コードについて指定及び通知を求めることができる(規則第9条第2項)。

- (イ) 機構は、住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにする(法第30条の2第2項)。

セ 職権記載等通知

職権で住民票の記載等をした市町村長がその記載等に係る本人に、おおむね、次の事項を通知する。(外国人住民について、その通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったため、当該通称を削除した場合を含む。)

(ア) 本人の氏名等

(イ) その他の職権で記載等をした内容

ソ 転出確定通知

転入通知を受けた市町村長が都道府県知事におおむね次の事項を通知する。

(ア) 住民票コード

(イ) 転出したという事実

(ウ) 異動年月日

タ カード運用状況通知

市町村長は、個人番号カードのカード運用状況を運用中、一時停止又は廃止とした場合には、次の事項を都道府県知事に通知する。都道府県知事は、当該事項を機構に通知する。

(ア) 個人番号カードのカード運用状況(「運用中」、「一時停止」又は「廃止」)

(イ) 当該個人番号カードの交付を受けている者の住民票コード

チ 出入国在留管理庁長官からの通知

出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならないとされている。当該通知に基づく住民票の記載等の手続については、第2-2-2-ア-ア-キによる。

2 住民票および戸籍の附票等の保管

(1) 住民票および戸籍の附票の保管

住民票および戸籍の附票は、火災、盗難その他の災害により、亡失、滅失、汚損または破損することのないように、その庁舎の構造等に即した安全な方法で保管しなければならない。

(2) 保存(令第34条)

ア 除票又は戸籍の附票の除票は、その消除された日又は改製された日から150年間保存する(令第34条第1項)。

イ 届出書、通知書その他の書類は、その受理された日から1年間保存する(令第34条第3項)。

3 本人確認情報及び附票本人確認情報の保存

(1) 本人確認情報及び附票本人確認情報の適切な保存

市町村長、都道府県知事又は機構は、本人確認情報及び附票本人確認情報を漏えい、滅失又は毀損等を防止するため、適切に保存しなければならない。

(2) 保存期間

市町村、都道府県及び機構における本人確認情報及び附票本人確認情報の保存期間は次のとおりである（令第30条の6、令第30条の7、令第30条の12の4、令第30条の12の5並びに令第34条第2項及び第3項）。

ア 都道府県及び機構にあつては、住民票の記載（転入、出生等）若しくは記載の修正（転居等）又は戸籍の附票の記載（出生等）又は記載の修正（転入、転居等）が行われたことにより通知された本人確認情報又は附票本人確認情報は新たな本人確認情報又は附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して150年を経過する日まで保存する。

イ 都道府県及び機構にあつては、住民票又は戸籍の附票の削除が行われたことにより通知された本人確認情報又は附票本人確認情報は、当該通知の日から起算して150年を経過する日まで保存する。

ウ 市町村において、住民票又は戸籍の附票の記載又は記載の修正を行ったことにより通知した本人確認情報又は附票本人確認情報は、新たな本人確認情報の通知をした日から起算して150年を経過する日まで保存する。

エ 市町村において、住民票又は戸籍の附票の削除を行ったことにより通知した本人確認情報又は附票本人確認情報は、当該通知の日から起算して150年を経過する日まで保存する。

4 本人確認情報等の利用又は提供

(1) 機構が行う国の機関等への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供

機構は、法別表第1の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき準法定事務処理者（法第30条の15の2第1項に規定する準法定事務処理者をいう。以下同じ。）から準法定事務（同項に規定する準法定事務をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものの処理に関し求めがあったときを含む。）に限り、電気通信回線を通じた本人確認情報又は附票本人確認情報の送信又は本人確認情報又は附票本人確認情報を記録した磁気ディスクの送付により、本人確認情報又は附票本人確認情報を提供する（法第30条の9、法第30条の15の2第1項、法第30条の44、法第30条の44の7第1項、令第30条の8、令第30条の12の2第2項、令第30条の12の6及び令第30条の12の13第1項）。

(2) 機構が行うデジタル庁への住民票コードの提供

番号利用法別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）又は同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が番号利用法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号を取得しようとして、機構に対し、当該符号により識別しようとする特定の個人の個人番号の通知をしたときは、機構は、内閣総理大臣に対し、電気通信回線を通じた住民票コードの送信により、当該特定の個人の住民票コードを提供する。

また、機構は、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知ったときは、内閣総理大臣に対し、電気通信回線を通じた住民票コードの送信により、当該特定の個人の修正前及

び修正後の住民票コードを提供する（法第30条の9の2、法第30条の44の2、令第30条の8の2、令第30条の12の7並びに番号利用法施行令第27条第3項及び第4項）。

(3) 機構が行う通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等

機構は、通知都道府県（法第30条の10に規定する通知都道府県をいう。以下同じ。）（附票本人確認情報を取り扱う場合は附票通知都道府県（法第30条の44の3に規定する附票通知都道府県をいう。）とする。以下同じ。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であって法別表第2の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき（準法定事務処理者から準法定事務の処理に関し求めがあったときを含む。）、通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき又は通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に関し求めがあったときは、電気通信回線を通じた本人確認情報又は附票本人確認情報の送信又は本人確認情報又は附票本人確認情報を記録した磁気ディスクの送付により、本人確認情報又は附票本人確認情報を提供する（法第30条の10第1項第1号から第4号まで、法第30条の15の2第1項、法第30条の44の3第1項第1号から第3号まで、法第30条の44の7第1項、令第30条の9、令第30条の12の2第2項、令第30条の12の8及び令第30条の12の13第1項）。

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったときは、条例で定めるところにより本人確認情報を提供する（法第30条の13第1項）。

(4) 機構が行う通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等

機構は、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であって法別表第3の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき（準法定事務処理者から準法定事務の処理に関し求めがあったときを含む。）、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から法第30条の22第2項若しくは法第30条の44の111第2項に規定する事務の処理に関し求めがあったときは、電気通信回線を通じた本人確認情報又は附票本人確認情報の送信又は本人確認情報又は附票本人確認情報を記録した磁気ディスクの送付により、本人確認情報又は附票本人確認情報を提供する（法第30条の11第1項第1号から第4号まで、法第30条の15の2第1項、法第30条の44の3第1項第1号から第3号まで、法第30条の44の7第1項、令第30条の10、令第30条の12の2第2項、令第30条の12の9及び令第30条の12の13第1項）。

都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったときは、条例で定めるところにより、本人確認情報を提供する（法第30条の13第2項）。

(5) 機構が行う通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等

機構は、通知都道府県以外の都道府県知事を経て、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であって法別表第4の上欄に掲げるものから同表の下

欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき（準法定事務処理者から準法定事務の処理に関し求めがあったときを含む。）、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき又は通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に関し求めがあったときは、電気通信回線を通じた本人確認情報又は附票本人確認情報の送信又は本人確認情報又は附票本人確認情報を記録した磁気ディスクの送付により、本人確認情報又は附票本人確認情報を提供する（法第30条の12第1項第1号から第4号まで、法第30条の15の2第1項、法第30条の44の3第1項第1号から第3号まで、法第30条の44の7第1項、令第30条の11、令第30条の12の2第2項、令第30条の12の10及び令第30条の12の13第1項）。

都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事を経て他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったときは、条例で定めるところにより、本人確認情報を提供する（法第30条の13第3項）。

(6) 市町村長が行う他の市町村への本人確認情報の提供

市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったときは、条例で定めるところにより、本人確認情報を提供する（法第30条の14）。

(7) 都道府県における本人確認情報及び附票本人確認情報の利用

ア 都道府県知事は、次に掲げるいずれかに該当する場合は本人確認情報又は附票本人確認情報を利用することができる（法第30条の15第1項、法第30条の15の2第2項、法第30条の44の6第1項及び法第30条の44の7第2項）。

(ア) 法別表第5に掲げる事務を遂行するとき（準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときを含む。）。

(イ) 条例で定める事務を遂行するとき。

(ウ) 本人確認情報又は附票本人確認情報の利用につき当該本人確認情報又は附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

(エ) 統計資料の作成を行うとき。

イ 都道府県知事は、次に掲げるいずれかに該当する場合は都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に本人確認情報又は附票本人確認情報を提供する（法第30条の15第2項、法第30条の15の2第3項、法第30条の44の6第2項及び法第30条の44の7第3項）。

(ア) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって法別表第6上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき（令第30条の12の2第3項に規定する都道府県準法定事務処理者から準法定事務のうち総務省令で定めるものの処理に関し求めがあったときを含む。）。

(イ) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき。

(8) 機構における本人確認情報及び附票本人確認情報の利用

ア 機構は、本人確認情報を次に掲げる事務に利用することができる（法第30条の15第3項から第5項まで）。

- ・法第30条の42第4項又は法第30条の44の11第3項の規定による事務
- ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第8条、第11条、第12条、第13条、第15条第2項、第16条の7、第16条の10、第16条の11、第16条の14第2項、第18条第4項及び第5項、第27条、第30条、第31条、第34条第2項、第35条の7、第35条の10、第35条の14第2項並びに第37条第3項の規定による事務
- ・番号利用法第8条第2項及び第16条の2の規定による事務並びに番号利用法第38条の2第1項に規定する機構処理事務のうちカード等命令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項第1号に規定する事務

イ 機構は、附票本人確認情報を次に掲げる事務に利用することができる（法第30条の44の6第4項から第8項まで）。

- ・都道府県知事から法第30条の6第4項の規定による事務の処理に関し求めがあったとき
- ・法第30条の7第4項又は法第30条の22第3項の規定による事務
- ・法第30条の9、法第30条の10から法第30の12まで又は法第30条の15の2第1項の規定による事務
- ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第8条、第12条、第13条、第18条第3項、第27条、第30条、第31条及び第34条第2項の規定による事務
- ・番号利用法第38条の2第1項に規定する機構処理事務のうちカード等省令第35条第1項第1号に規定する事務

(9) 報告書の作成等

機構は、毎年少なくとも1回、本人確認情報、附票本人確認情報及び住民票コードの提供状況に係る次に掲げる事項について、報告書を作成し、官報に公告し、かつ、事務所に備えておき、5年間、一般の閲覧に供する（法第30条の16、法第30条の44の8、規則第22条及び規則第41条）。

ア 本人確認情報及び附票本人確認情報の提供先、本人確認情報及び附票本人確認情報の提供を行った年月、提供した本人確認情報及び附票本人確認情報の件数及び本人確認情報及び附票本人確認情報の提供の方法

イ 住民票コードの提供を行った年月、提供した住民票コードの件数

(10) 個人番号カードによる本人確認等

個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで、本人確認情報を取得し、請求書等に記載された事項と照合することにより行うこととされているが、この場合における本人確認情報の提供等に際しては、都道府県知事又は機構は、当該個人番号カードの運用状況が一時停止又は廃止である場合には、その旨を通知する。

市町村長が住民基本台帳に関する事務の処理を行うときの本人確認情報の提供に際しては、機構は、本人確認情報に係る者の個人番号カードの運用状況が運用中である場合には個人番号カード有と通知し、それ以外の場合には個人番号カード無と通知する（カード技術基準第4-2-(1)-ケ）。

5 本人確認情報及び附票本人確認情報の開示、訂正等

(1) 本人確認情報の開示

ア 請求の受理

本人確認情報の開示を請求する者に対し、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を明らかにさせることが適当である。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

イ 請求の際に提示させる書類

請求者が本人であることを確認するための書類を提示させることとし、その取扱いは、第2-2-(4)-ア-(イ)に準じて取り扱う。

ウ 開示（法第30条の32及び第30条の33）

都道府県知事又は機構は、開示請求があったときは、開示請求を受理した日から起算して30日以内に開示請求をした者に対し、書面により本人確認情報を開示する。ただし、開示請求者の同意があるときは、出力された帳票を提示する、ディスプレイの画面を見せる等書面以外の方法により開示することができる。

エ 郵送等による開示の請求については、第2-2-(4)-ア-(イ)に掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を添付させることにより本人確認を行う。この場合において、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

オ 本人確認情報の開示請求については、電子情報処理組織（都道府県知事の使用に係る電子計算機と請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。当該請求については、入力する事項についての情報に電子署名を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信させることにより、本人確認を行う（情報通信技術活用法第6条第1項並びに主務省令第4条第1項及び第2項）。当該請求に対する開示については、ウに準じて行う。

カ 本人確認情報の開示請求については、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人自らが請求をするべきであるが、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、これらの者の法定代理人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。その場合の取扱いは、第2-2-(4)-エに準じて取り扱う。

(2) 本人確認情報の訂正

ア 申出の受理

(1)の開示を受けた、本人確認情報の本人又は法定代理人から、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があった場合は、当該者に対し、次に掲げる事項を明らかにさせることが適当である。

(ア) 氏名、住所、並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

(イ) 申出の内容

(ウ) 開示を受けた年月日

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう定型的な様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

イ 訂正（法第30条の35）

都道府県知事又は機構は、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知する。通知においては、訂正、追加又は削除を行った場合はその旨、訂正、追加又は削除を行わない場合はその旨を記載するとともに、調査結果の内容をできるだけ示すことが適当である。

調査に際し、訂正、追加又は削除の申出があった都道府県は、その旨を関係市町村及び機構に通知し、通知を受けた市町村は、住民票の記載の訂正の要否等について遅滞なく調査を行い、その結果について都道府県に報告する。

また、訂正、追加又は削除の申出があった機構は、その旨を関係都道府県を経由して関係市町村あて通知し、通知を受けた市町村は、住民票の記載の訂正の要否等について、遅滞なく調査を行い、その結果について都道府県経由機構に報告する。

ウ 訂正の申出については、郵送により行うことができる。

エ 本人確認情報の訂正の申出については、電子情報処理組織（都道府県知事の使用に係る電子計算機と訂正の申出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。当該申出については、（1）一オと同様に本人確認を行う（情報通信技術活用法第6条第1項並びに主務省令第4条第1項及び第2項）。当該申出に対する調査の結果は、書面で通知する。

オ 市町村長は、次に掲げる場合において、本人確認情報の本人又は法定代理人から本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があったときは、イに準じて訂正、追加又は削除を行うことが適当である。

(ア) 戸籍法第11条の2第1項の規定により、申出により戸籍の再製が行われたとき。

(イ) 虚偽の届出若しくは錯誤による届出又は市町村長の過誤によりされた不実の記載が修正され、当該住民票に記載されている者から、当該修正に係る事項の記載のない住民票の改製の申出があったとき。

(3) 本人確認情報の提供又は利用の状況の開示

都道府県知事又は機構は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示請求として、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）第6-9-(7)の本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報の開示請求を行う者に対し、個人情報の保護に関する法律に基づき開示を行うことが適当である。この場合において、都道府県知事は、法第30条の15第1項第3号の規定により、本人の同意を得たうえで、開示請求を行う者の本人確認情報（個人番号の記載の修正があった場合における記載の修正前に記載されていた個人番号を含む。）を利用して差し支えない。

(4) 附票本人確認情報の開示、訂正等

附票本人確認情報の開示、訂正等については、本人確認情報の規定に準じて取り扱う。

6 都道府県知事による勧告等

ア 都道府県知事は、法第30条の38第2項及び第3項に規定する住民票コードの利用制限に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる（法第30条の38第4項）。

イ 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる（法第30条の38第5項）。

ウ アの勧告又はイの命令は、関係するいずれの都道府県知事からも行うことができる。勧告又は命令を行った都道府県知事は、他の関係する都道府県知事に対して、勧告又は命令を行った旨を通知する。

エ 都道府県知事は、ア又はイの措置に関し、必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、法第30条の38第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる（法第30条の39第1項）。

オ 立入検査をする都道府県の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない（法第30条の39第2項）。身分証明書の様式例は、7の様式例を参考とされたい。

7 調査

市町村の職員が、法第34条の規定に基づく調査を行うにあたって関係人に対して質問をし、または文書の提示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

参考までに身分証明書の様式例を示せば、おおむね、次のとおりである。

★★★★別7★★★★

8 選挙管理委員会への協力

市町村の選挙管理委員会において3月、6月、9月及び12月（以下「登録月」という。）の1日現在における次に掲げる者のうち年齢満17年の者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満18年になる者の調査、整理を行うに当たって、市町村長に協力の要請があった場合には、市町村長は住民基本台帳又は住民基本台帳の写し若しくはその一部の写しを利用させる等の適当な方法により調査について積極的に協力を行わなければならない（公職選挙法施行令第13条）。

- ・当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
- ・当該市町村の区域内から住所を移した者のうち、その者に係る登録市町村等（公職選挙法第21条第1項に規定する登録市町村等をいう。第5－8において同じ。）の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過していない者

また、選挙人名簿に登録されている者が国外に転出をする場合には、選挙管理委員会に対して在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができるため、市町村長は当該申請を円滑に行いやすくする取組について協力するものとする。

9 違反事件の通知

(1) 法第22条から法第24条まで、法第25条又は法第30条の46から法第30条の48までに規定する届出の期間を経過した届出事件については、その理由のいかんをとわず、すべて住所地を管轄する簡易裁判所に通知する。

届出期間を経過した届出については、受理の際期間経過の理由書を提出させ通知書にこれ

を添附するのが適当である。

(2) 法第50条、法第51条又は法第52条第1項の規定に該当する場合の取扱いも(1)に準ずるものとする。

(3) 法第42条から法第46条まで、法第48条または刑法第157条等に違反すると思われる場合は、事案の性質、軽重等を考慮したうえ、告発するかどうかを決定し、その取扱いは慎重に行わなければならない。

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の、申出の相手となる者（以下「相手方」という。）が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで、第15条の4第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項まで、第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項まで、並びに第21条の3第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの

B ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの

C 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

市町村長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、申出者が、当該申出者に係る住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票を保存する他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

なお、当初受付市町村長は、申出者が住所地で住民登録した後に、2回以上、申出者の本籍が一の市町村から他の市町村に転籍している場合であって、申出者が、2つ以上前の本籍地であった市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、その申出に係る支援を求める事務及び当該2つ以上前の本籍地であった市町村を併せて申出書の備考等に記載することを求める。

(エ) 申出者の本人確認

当初受付市町村長は、申出者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、個人番号カード等の写真が貼付された本人確認書類の提示を求めるなどの方法により、本人確認を行う。

(オ) 代理人の取扱い

代理人については、市町村の事務所への出頭を求め、法定代理人にあつては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあつては指定の事実を確認するに足りる書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、(エ)に準じて代理人が本人であることを確認する。

また、(ア)～(C)の被害者については、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該被害者の代理人として取り扱うことができるものとする。この場合において、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親又はファミリーホーム事業を行う者（これらの職員を含む。）に対し、市町村の事務所への出頭を求め、当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を提示させるとともに、(エ)に準じてこれらの者が本人であることを確認する。

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア～(ア)に掲げる者に該当し、かつ、相手方が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、ア～(イ)の申出を受けている場合には、相手方が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の申出を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて(ア)と同様の確認を行う。

ウ 確認の結果の連絡

イにおいて支援の必要性を確認した当初受付市町村長は、その結果を申出者に連絡する。

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、ア(ウ)に基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。

カ 支援措置の期間

支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、ウに基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して一年とする。

キ 支援措置の延長

当初受付市町村長は、支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受けるものとし、申出があった場合には、イからオまでの例により処理する。延長後の支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して一年とする。

ク 支援措置の終了

市町村長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

A 支援措置対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき

なお、当該終了の申出は、当初受付市町村長がアの例により受け付け、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡する。

B 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき

C その他市町村長が支援の必要性がなくなると認めるとき

なお、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の必要性がなくなると認めた旨を連絡する。

ケ 支援措置対象者と同一の住所を有する者に対する支援措置の延長・終了

支援措置対象者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、支援措置対象者を保護するための措置であるから、原則として支援措置対象者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

コ 支援措置

(ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置

A 市町村長は、支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

なお、請求又は申出に対し不許可決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができ旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。

(A) 相手方が判明しており、相手方から申出がなされる場合（閲覧者、閲覧事項取扱者

の中に、相手方が含まれている場合を含む。)

法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。

(B) 支援措置対象者本人から申出がなされた場合

支援措置対象者本人からの閲覧の申出については、対象となる住民が氏名などにより特定されているものであるため、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが適当である。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

相手方の氏名が変更している場合、相手方が旧氏や通称を用いて申出を行う場合、支援措置対象者が相手方を旧氏や通称のみをもって把握しており、かつ、相手方が旧氏や通称を変更している場合等があり得るため、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して申出者が相手方であることを確認することが適当である。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、相手方が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

B 市町村長は、その判断により、閲覧申出において特別の申出がない場合には、支援措置対象者を除く申出であるとみなし、支援措置対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧申出用紙に明記する等により、あらかじめその旨を申出者に明らかにする。

ただし、このような取扱いをする場合でも、国又は地方公共団体の機関による請求の場合及びその他の者による支援措置対象者に係る閲覧を求める特別の申出の場合には、Aの例により取り扱う。

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援措置対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援措置対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援措置対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、以下のように取り扱う。

なお、請求又は申出に対し不交付決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。

(A) 相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請

求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援措置対象者本人から請求がなされた場合

相手方が支援措置対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人又は使者を支援措置対象者と取り決める、支援措置対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

また、第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、第2-4-(1)-①-ア-(イ)及び第5-10-コ-(ア)-A-(C)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、(ア)-A-(C)に準じて利用目的についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援措置対象者（外国人住民を除く。）が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもこの支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することにより、これらの部局との連携に努めることが必要である。

第6 法施行に伴う経過措置

1 住民票の作成

市町村長は、法附則第4条第1項の規定により、昭和44年3月31日までに、法の施行日の前日現在における住民につき、次の例により、旧住民登録法の規定による住民票（以下「旧住民票」という。）および各種台帳を照合のうえ、住民票を作成する。

この場合において、住民票および各種台帳間に相違のある場合その他その記載が事実と反する疑いがあるときは、これらを調査して確認のうえ作成する必要がある。

なお、全住民について調査を行ない、その結果ならびに旧住民票および各種台帳を基礎として住民票を作成することは、その正確性を期する意味においてより望ましい方法である。

(1) 現に存する各種台帳からの転記

ア 旧住民票からの転記

旧住民票から法第7条第1号から第8号までに規定する事項について転記する。この場合には、旧住民票において削除または更正された記載の転記は、省略する。

なお、旧住民票の行政欄に記載されている法定記載事項以外のものについても、必要に応じ転記する。

イ 米穀類の消費者である者に係る事項の記載

住民票と配給台帳の住所氏名、生年月日等の共通記載事項について照合し、合致した者の住民票に配給台帳から所定の事項（生産、消費の別、登録小売販売業者名）を記載する。

なお、記載事項が相違する場合においては、事実を確認したうえ、その事実に基づき記載するものとする。

ウ 国民健康保険の被保険者である者に係る事項の記載

イに準じて照合確認のうえ、被保険者の資格を取得した年月日を記載する。なお、世帯主が相違する場合には、調査のうえ、その事実に基づいて記載する。

エ 国民年金の被保険者である者に係る事項の記載

イに準じて照合確認のうえ、被保険者の資格を取得した年月日、国民年金手帳の記号および番号ならびに任意加入被保険者については、その旨を記載する。

オ 選挙人名簿に登録されている者に係る事項の記載

当該市町村の選挙管理委員会の選挙人名簿とイに準じて照合確認のうえ選挙人名簿に登録されている旨を記載する。

(2) 旧住民票の利用

旧住民票の用紙を次のような方法により法の規定による住民票として用いることもさしつかえない。

ア 旧住民票の行政欄等に個別事項を記載する。

イ 住民票を複葉とし、旧住民票と個別事項を記載したカードとを統合管理する。

2 届出

(1) 転出証明書の交付を受けなかった者に係る転入届の受理

法の施行日前および法の施行日から7日を経過する日までに転出をした者については、転入届の際に転出証明書の添付を要しないこととされているので（法附則第6条第2項）、これらの者の転入届の受理にあたっては、従前の例により取り扱うことが適当である。

(2) 選挙人名簿の登録の申出

選挙人名簿の登録の申出は、転入届と同一の文書で行なうものとされているので（公職選挙法施行令第17条第1項後段）、転入届のあて名は、市町村長のほか、選挙管理委員会委員長とする必要がある。なお、登録の申出をする旨の記載は、登録申出の欄を設け、該当者の欄に押印すること等の方法によることが適当である。市町村長がこれを受け付けたときは、直ちに選挙管理委員会に申出のあった旨を通知するものとする。

3 転出証明書

(1) 法附則第4条第2項の告示がされるまでの間は、転出証明書に、国民健康保険および国民年金の被保険者に関する事項の記載を省略することができることとされているが（令附則第6条）、それまでの間においても、従来から、食糧管理法の規定による転出の証明書に国民年金手帳の記号および番号を記入していた市町村はもちろん、その他の市町村においても、国民年金手帳の記号および番号ならびに国民健康保険の被保険者である旨をできるだけ記入することが適当である。

(2) 年齢満20年以上の者から転出届があったときは、その市町村の選挙管理委員会は、転出証明書とあわせて選挙人名簿登録の証明書または選挙人名簿未登録の証明書を作成し、交付する（公職選挙法第17条第3項）こととされているので、転出証明書の様式を定めるに当って

は、公職選挙法施行規則第4号様式の3および第4号様式の4所定の事項を記載しうるよう、あらかじめ十分検討しておく必要がある。

〔備考〕

この要領において定めるもののほか、住民票および戸籍の附票の記載要領、通知書の様式等については、従前の例によって処理してさしつかえない。

第7 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行に伴う経過措置

1 仮住民票の住民票への移行

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）（以下第8において「改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項の規定により作成された仮住民票は改正法附則第1条第1号に定める日（以下第8において「施行日」という。）において住民票になる（改正法附則第4条第1項）。その際、外国人住民となった年月日に代えて、施行日を記載する（改正法附則第6条）。作成の事由として「法附則第4条第1項により作成」と備考欄に記入することが適当である。

また、施行日時点で住民票に通称が記載されている場合にあつては、施行日において、通称の記載及び削除に関する事項として、通称を記載した年月日（施行日）及び記載した市町村名を記載する。

施行日において、世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民と日本の国籍を有する者との複数国籍世帯については、施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする外国人住民に係る住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもって、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる（改正法附則第4条第3項）。

なお、仮住民票の作成手続等については、別に定めるところによる。

2 仮住民票の作成に伴う複数国籍世帯の日本の国籍を有する者の住民票の記載の修正

改正法附則第4条第1項の規定により仮住民票が住民票となった外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者に係る住民票について、世帯主の氏名及び世帯主との続柄に変更が生じるときは、施行日に職権で記載の修正をしなければならない（改正法附則第4条第2項）。また、当該住民票の備考欄に事実上の世帯主として外国人住民が記載されている場合は、当該記載を消除するものとする。修正の事由は、「法附則第4条第2項により修正」等の例による。

3 改正法附則第5条の届出に基づく住民票の記載等の手続

仮住民票が作成されていないが施行の際現に外国人住民としての要件を満たしている者や、仮住民票の通知後に仮住民票記載事項のうち住所又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄に変更があったが仮住民票の記載の修正が行われていない者は、施行日から14日以内に改正法附則第5条に基づく届出をしなければならない（改正法附則第5条、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）附則第2条）。

この場合においては、次により取り扱うものとする。

(1) 個人票の作成を行う場合

ア その者の住民票を作成し、改正法附則第5条の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（法附則第5条届出）を記入する。

イ 作成した住民票は、届出により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯をもって編成し、既にある世帯に属することとなった場合にあっては、その世帯に編入する。

(2) 世帯票の作成（記載）を行う場合

ア 届出により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯の住民票を作成し、改正法附則第5条の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（法附則第5条届出）を記入する。

作成の事由は、個人票の例により、各人ごとに記入する。

イ 既存の世帯に属することとなった場合にあっては、その属することとなった世帯の住民票の末尾に改正法附則第5条の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、記載の事由（法附則第5条届出）を記入する。

(3) 住民票の記載の修正を行う場合

住所又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載を修正し、修正の事由（法附則第5条届出）を記入する。

当該届出に基づく住民票の記載に際しては、外国人住民となった年月日に代えて、施行日を記載する（改正法附則第6条）。

なお、当該届出に関し虚偽の届出をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、5万円以下の過料に処せられることとされている（改正法附則第10条第1項）ほか、正当な理由がなく同届出をしない者は、5万円以下の過料に処せられることとされている（改正法附則第10条第2項）。改正法附則第10条第1項及び第2項の規定に該当する場合の取扱いは第6-9-(1)に準ずるものとする。

4 在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書

在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、法第4章の3、法第6章及び改正法附則第5条第1項後段において準用する法第30条の46後段の規定を適用する（改正法附則第7条）。なお、外国人登録証明書の氏名に簡体字又は繁体字が用いられている場合は、住民票の記載に当たっては「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成23年法務省告示第582号）」に従い、正字に置換のうえ取扱うものとする。

5 外国人住民に関する適用の特例

外国人住民については、改正法附則第9条に規定する政令で定める日（平成25年7月7日）までは、第2-1-(2)-チ、第2-2-(4)、第2-2-(5)、第2-4-(1)-①-ア-オ、第2-4-(1)-④-オ、第2-4-(1)-⑤の一部、第2-4-(1)-⑥、第4-4、第5、第6-1-ウ、エ、ク、ケ、サ、シ、セ、ソ、タ並びに第6-3、4、5及び6は適用しないものとする（改正法附則第9条、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）附則第10条）。

第8 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置

1 除票の保存に関する適用の特例

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改

正する法律（以下「デジタル手続法」という。）の一部の施行の際、既に削除されている住民票（世帯を単位とする住民票にあっては、その全部が削除されている住民票）又は既に改製されている改製前の住民票であって、現に市町村長が保存しているものについては、削除し、又は改製してから5年を超えて保存している場合であっても、新たに削除又は改製された住民票と同様に、除票として取り扱い、住民基本台帳とは別につづり、除票簿として保存しなければならない。また、当該除票は、削除し、又は改製してから5年を超えて保存されている場合であっても、その削除された日又は改製された日から150年間経過するまで保存しなければならない。

2 除票の写し等の交付に関する適用の特例

市町村長がその除票に係る住民票を削除し、又は改製した日から起算して5年を経過している除票については、デジタル手続法の公布の日（令和元年5月31日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、住民基本台帳法第15条の4の規定は、適用されず、除票の写し等の交付の請求又は申出に応じる必要はない。ただし、当該政令で定める日までの間、削除し、又は改製してから5年を超えて保存している除票について、個人情報の保護に関する法律に基づく等により個人情報保護に配慮した上で、各市町村の判断において、除票の写し等の交付を行うことは差し支えない。この場合においては、第2-6-(5)に準じて取り扱うことが適当である。

3 戸籍の附票の除票の保存に関する適用の特例

デジタル手続法の一部の施行の際、既にその全部が削除されている戸籍の附票又は既に改製されている改製前の戸籍の附票であって、現に市町村長が保存しているものについては、削除し、又は改製してから5年を超えて保存している場合であっても、新たに削除又は改製された戸籍の附票と同様に、戸籍の附票の除票として取り扱い、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。また、当該戸籍の附票の除票は、削除し、又は改製してから5年を超えて保存されている場合であっても、その削除された日又は改製された日から150年間経過するまで保存しなければならない。

4 戸籍の附票の除票の写しの交付に関する適用の特例

市町村長がその戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票を削除し、又は改製した日から起算して5年を経過している戸籍の附票の除票については、デジタル手続法の公布の日（令和元年5月31日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、住民基本台帳法第21条の3の規定は、適用されず、戸籍の附票の除票の写し等の交付の請求又は申出に応じる必要はない。ただし、当該政令で定める日までの間、削除し、又は改製してから5年を超えて保存している戸籍の附票の除票について、個人情報の保護に関する法律に基づく等により個人情報保護に配慮した上で、各市町村の判断において、除票の写し等の交付を行うことは差し支えない。この場合においては、第3-5-(4)に準じて取り扱うことが適当である。

第9 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第17号）の施行に伴う経過措置

1 施行の際現に旧氏の記載がされている住民票の取扱い

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（以下「令和七年改正令」という。）の施行の際現に旧氏の記載がされている住民票については、令和七年改正令の施行の日（令和7年5月26日。以下「令和七年改正令施行日」という。）から起算して1年の間において、以下の手続により、当該住民票に当該旧氏に係る読み方を示す文字（同令における「旧氏の読み方を示す

文字」をいう。同令において当該文字を「旧氏の振り仮名とみなす」こととしていることを踏まえ、以下この1において「旧氏の振り仮名」という。)の記載を行うこととする。

(1) 住民票に旧氏の記載がされている者に対する通知

令和七年改正令施行日後、住所地市町村長は、遅滞なく、施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者に対し、(3)において職権記載を行う予定の旧氏の振り仮名を通知する。通知する旧氏の振り仮名は、施行前に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて便宜上付していたふりがなを活用することが適当である。

(2) 住民票に旧氏の記載がされている者による旧氏の振り仮名の記載の請求

令和七年改正令施行日から起算して1年以内に限り、住民票に旧氏の記載がされている者は住所地市町村長に対し、当該旧氏の振り仮名の記載の請求をすることができる。当該請求を行う場合は、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、請求する旧氏の振り仮名が通用していることを証する書面(本人の銀行口座の口座名義、旧姓欄の記載があるパスポート又は旧氏に係る氏の振り仮名の記載がある戸籍謄本等が考えられる。(4)及び2において同じ。)を提出しなければならない。なお、特別の事情に該当する場合としては、(1)で通知された旧氏の振り仮名と同一の旧氏の振り仮名を請求する場合のほか、請求しようとする旧氏を称していた時期が相当程度過去であることにより、当該旧氏の振り仮名に係る疎明資料が現存しない場合など、疎明資料の提出が困難であることについて事由があると認められる場合等(4)及び2において同じ。)が考えられる。

(3) 住所地市町村長による職権記載

(2)の請求による旧氏の振り仮名の記載がされなかった住民票については、令和七年改正令施行日から起算して1年を経過した日(令和8年5月26日)に、住所地市町村長が職権で(1)で通知した旧氏の振り仮名を記載する。

(4) 職権記載された旧氏の振り仮名の変更の請求

(3)において職権記載された者は、一度に限り、職権記載された旧氏の振り仮名の変更を請求することができる。当該請求を行う場合は、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、請求する旧氏の振り仮名が通用していることを証する書面を提出しなければならない。職権記載された旧氏の振り仮名の変更請求であること及び当該変更請求が過去に行われていないことについては、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の異動履歴を利用して、その者の旧氏の振り仮名が記載された日及び当該記載がされた後に当該旧氏の振り仮名の修正が行われていないことを確認することが適当である。

2 施行後新たに住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求をする場合であって、当該旧氏に係る戸籍に属していた間に当該戸籍に氏の振り仮名の記載又は記録がなかったときの取扱い

令和七年改正令の施行後新たに住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求をする際、以下の場合には旧氏の振り仮名の定義に該当しないため、代わりに、本人が過去に使用していた旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字(同令において当該文字を「旧氏の振り仮名とみなす」こととしていることを踏まえ、以下この2において「旧氏の振り仮名」という。)を記載することとする。

ア 請求しようとする旧氏に係る戸籍又は除かれた戸籍(除籍簿として保存されている場合を含む。)に氏の振り仮名の記載又は記録がされていない場合

イ 請求しようとする旧氏に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされている氏の振り

仮名が、請求者が除籍された後に記載されたものである場合

ウ 請求しようとする旧氏に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされている氏の振り仮名が、請求者が当該戸籍に属していた間に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第9条の規定により記載された氏の振り仮名であり、かつ、請求しようとする旧氏の振り仮名と異なる場合

請求に当たっては、戸籍謄本等の記載にかかわらず、本人が過去に使用していた旧氏の振り仮名を請求することとし、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面を提出しなければならない。

3 住民票に旧氏のみ記載がされたことがあり、当該旧氏の削除後に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載について請求があった場合の取扱い

令和七年改正令の施行後は、住民票に旧氏のみ記載がされたことがあり、当該旧氏を削除した者から住民票に再度旧氏及び旧氏の振り仮名を記載することを求める請求書の提出があった場合、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後にその者の氏として戸籍に記載又は記録がされていた旧氏及び旧氏の振り仮名を請求した場合に限り、住民票に当該旧氏及び旧氏の振り仮名の記載をする。この場合において、請求者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるか否か及びその者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して、その者の旧氏の記載履歴を確認することが適当である。

4 施行後における旧氏のみ記載がされている住民票の取扱い

令和七年改正令の施行後において、旧氏のみ記載がされている住民票（施行の際現に旧氏の記載がされている住民票であって、当該住民票に係る者による請求又は住所地市町村長による職権記載に基づく旧氏の振り仮名の記載がされていないものをいう。）については、当該住民票の写し等の交付の手続等において、従前のおり取り扱う。旧氏のみ記載がされている除票についても同様である。